



福岡市文化芸術振興計画

令和元年 6 月

福 岡 市

福岡市文化芸術振興計画 目次

第1章 福岡市文化芸術振興計画策定の趣旨

1 福岡市文化芸術振興計画の策定にあたって	
(1) 策定の目的	1
(2) 福岡市文化芸術振興ビジョンについて	1
2 策定の背景	
(1) 社会経済情勢の変化	2
(2) 福岡市の文化芸術の現状	3
(3) 国の動向	5
(4) 福岡市の方針	6
3 福岡市の文化芸術政策の課題	
(1) 市民生活の質を向上に向けた課題	8
(2) 都市の成長に向けた課題	8
(3) 文化芸術を担い支える環境・仕組みの課題	8

第2章 福岡市文化芸術振興計画の体系

1 福岡市文化芸術振興計画の位置づけ	
(1) 計画の位置づけ	9
(2) 計画期間	9
2 文化芸術推進にあたっての基本的な考え方	
(1) 基本理念	10
(2) 基本目標	10
3 施策の体系	
(1) 政策目標	10
(2) 施策方針	10
(3) 5つの重点施策	10
(4) 成果指標	10
4 施策の展開の方向性	
(1) 政策目標1 心豊かに文化芸術を楽しむまちづくり	12
(2) 政策目標2 文化芸術が都市の魅力・価値となるまちづくり	14
(3) 環境・仕組みづくり	15
(4) 文化芸術の振興に向けた5つの重点施策	19

第1章 福岡市文化芸術振興計画策定の趣旨

1 福岡市文化芸術振興計画の策定にあたって

(1) 策定の目的

文化芸術は、人間に根源的に関わるものであり、個人や集団の感性や感覚、地域の風土などから、それぞれの状況や環境に応じて、独自に創造され、表現され、そして時代を超えて継承されてきたものです。

人々が都市に対して魅力を感じるのは、単に整然と効率性のみを追求した都市機能が整備された都市ではなく、街の活力や勢い、たたずまいなど、生活に根ざした、あるいは街と同化した文化的で、芸術的な魅力が重要な要素となります。

福岡市における文化芸術は、市民生活と都市に根ざしたものであり、都市を構成する大きな要素であるとの認識のもと、福岡市では、2008年に「福岡市文化芸術振興ビジョン」を策定し、総合的・計画的に文化芸術施策を推進してきました。

今回、策定以来の文化芸術を取り巻く社会経済情勢や国の動向、本市文化行政を取り巻く環境の変化等に対応し、より一層福岡市の文化芸術を振興することにより、158万人都市福岡を次なるステージへ飛躍させるため、同ビジョンの後継計画となる「福岡市文化芸術振興計画」を策定します。

(2) 福岡市文化芸術振興ビジョンについて

福岡市は2008年12月に、「すべての人々にとっての文化芸術、未来に向けての文化芸術」を基本理念とする「福岡市文化芸術振興ビジョン」を策定しました。

同ビジョンは、「福岡市新・基本計画（第8次）」（2003年度策定）の下位計画として位置付けられ、＜① 今後の文化芸術政策にあたっての基本的な考え方を示す、② 具体的な施策・事業展開の拠り所となる指針を示す、③ 多様な主体との協働を進めていくための指針を示す＞という3つの目的が掲げされました。

計画推進期間は、2009年度から10年程度とし、「基本理念」のもと、「基本目標」を定め、3つの「政策目標」と2つの「環境・仕組みづくり」を柱として、文化芸術振興を着実に進めてきました。

後継計画の策定にあたっては、同ビジョンに掲げた基本的な方向性は継承しつつ、2012年策定の第9次福岡市基本計画の方向性に沿ったわかりやすい体系とすること、具体的な施策の方向性を明確にしたアクションプランとしての性格を持たせることが、課題としてあげられます。

《基本理念》全ての人々にとっての文化芸術、未来に向けての文化芸術

《基本目標》文化芸術による、元気で、多彩な人々が集う街を目指して

◇政策目標

- 1 全ての人々に身近なものとしての文化芸術の振興
- 2 アジアを視野に、多彩な人々が集う文化芸術の振興
- 3 文化芸術の力を最大限に活かせる人材づくり

◇環境・仕組みづくり

- 1 中長期的な視点にたった文化施設の有効活用と機能充実
- 2 次世代に適用する推進体制の構築

2 策定の背景

(1) 社会経済情勢の変化

① 人口減少社会の急速な進展と少子高齢化

人口減少は、経済社会、地域社会に大きな影響を与え、地方自治体の存立にも関わる課題とされています。現在、福岡市は、他都市に比べて若くて元気な都市と言われていますが、その福岡市も2025年には4人に1人が高齢者となってきます。人口は、2035年頃をピークに減少に向かう見込みで、文化芸術の担い手不足、地域に伝わる伝統文化等を継承してきた地域コミュニティの衰退が懸念されます。

② グローバル化の進展とインバウンドの増大

国は、訪日外国人旅行者の目標を、2020年度には4,000万人、2030年度には6,000万人と設定しています。福岡空港及び博多港からの外国人入国者数は、2012年より6年連続で過去最高を更新する中、その効果を地域に取り込んでいくため、観光資源の魅力向上、インバウンド対応の強化が進められています。

③ 情報通信技術等の一層の進展

情報通信技術の急速な発展と普及は、国境を越えた対話や交流、情報の受発信を容易にし、生活に大きな利便性をもたらすとともに、文化芸術情報へのアクセス、文化芸術活動の多様化に貢献しています。

また、映像や画像処理技術は、新たな表現活動の可能性を飛躍的に広げ、VR技術による歴史的遺産の再現などにより、これまででは知ることや触れることができなかつたものに容易に接することができるなど、大きな役割を果たしていくと考えられます。

④ 文化芸術の社会的役割の拡大

東日本大震災、熊本地震、度重なる豪雨災害などにおける復興の過程で、文化芸術が被災者の心の癒しや、地域コミュニティの再生に大きな役割を果たすことが、改めて認識されました。

災害という非常時や危機的な状況に対する取組みだけでなく、様々な社会課題に対して、文化芸術の力を活用してその解決につなげようとする取組みが広がっています。このような、社会に積極的に関わろうとする文化芸術活動が、人々を巻き込み、より創造的な地域社会の形成につながるとも指摘されます。

⑤ 国際スポーツ大会等の開催

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催は、日本の文化や魅力を世界に発信する好機となっています。

福岡市においても2019年ラグビーワールドカップ日本大会、2021年世界水泳選手権福岡大会等が開催されますが、こうした大型スポーツ・イベントなどと文化芸術を連動させ、相乗効果を図ろうとする機運が高まっています。

(2) 福岡市の文化芸術の現状

① 福岡市内に残された豊富な歴史文化資源の活用

福岡市は、交流・定住に適した人々を惹きつける地勢を基盤に、アジア諸国に対する日本の玄関口として、多様な文化と交わりながら発展してきた 2000 年にわたる都市発展のストーリーを有しており、その成り立ちや独特な歴史文化資源が市内各地に豊富に残されています。

また、特に文化財については、行政だけではなく、保存会や市民団体などの市民や教育・研究機関と連携しながら、調査研究、保存、活用を推進してきました。近年では、文化財の活用が観光や地域振興、学び・教育、まちづくりに資するとの認識から、文化財の公開活用に期待される効果や役割が拡大しています。このように本市においては従来の歴史文化資源の保護行政の枠を超えた様々な取組みを推進しています。



② クリエイティブ関連分野の集積

現在、福岡市では、市民をはじめ文化芸術団体等により、音楽、美術、演劇、舞踊など各分野において、活発な文化芸術活動が展開されています。

それに加え、福岡市では、特にゲーム、映像、ファッション、音楽、デザインをはじめとしたクリエイティブ関連産業が集積しています。これにコンパクトな都市特性もあいまって、市内のクリエイターが中心となったコンテンツの制作や分野を越えたコラボレーションなどが活発に行われています。また、市内には多くの大学や専門学校が集積しており、アーティストやクリエイターなどの人材を輩出する土壌があるなど、福岡市では独自の創造活動が行われやすい環境にあります。

③ 文化芸術振興の担い手の多様化

文化芸術分野で活動する NPO 法人は、現在、福岡市に 100 団体ほどあります。普及・啓発、情報発信、人材育成などの中間支援機能を担うことを目的とする団体も多く、今後の文化芸術振興の推進役となることが期待されます。

また、クリエイティブ関連企業や興行会社など、市場を通じて文化芸術を提供する企業や、指定管理者など文化施設の管理運営を担う企業など、文化芸術振興を担う民間事業者も広がりを見せています。

④ 文化施設の整備状況と役割

福岡市には、質の高い文化芸術を体験できる場として、舞台芸術や美術などテーマ性の高い文化施設が官民によって設置されています。また、市民が文化芸術に身近に触れる機会や、市民の自主的な活動等を支える場として、市域、地域レベルで様々な公共の文化施設が設置されています。

今後、文化施設については、多様化、高度化するニーズや老朽化等への対応に加え、観光・集客や地域コミュニティの拠点としての役割を強化していくことが期待されています。



(3) 国の動向

① 文化芸術振興基本法の一部改正（文化芸術基本法）

（2017年6月 文化芸術振興基本法の一部を改正する法律の公布・施行）

文化芸術そのものの振興にとどまらず、教育、福祉、国際交流、観光、産業、まちづくり等の各関連分野との連携を視野に入れた、総合的な文化芸術政策の展開を法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を、文化芸術の継承、発展及び創造に活用していく基本方針が示されました。

また、文化芸術施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府に対する「文化芸術推進基本計画」策定の義務、地方公共団体に対する、文化芸術推進基本計画を参照した「地方文化芸術推進基本計画」策定の努力義務が明記されました。

② 文化芸術推進基本計画（第1期：2018年度～2022年度）

（2018年3月 文化芸術推進基本計画閣議決定）

文化芸術基本法に基づく文化芸術推進基本計画には、文化芸術は、本質的価値（豊かな人間性の涵養や創造力・感性の育成等）に加え、社会的・経済的価値（他者と共に感し合う心、質の高い経済活動の実現等）を有することが明示されました。

〈今後の文化政策の目指すべき姿〉

《目標1》文化芸術の創造・発展・継承と教育

《目標2》創造的で活力ある社会

《目標3》心豊かで多様性のある社会

《目標4》地域の文化芸術を推進するプラットフォーム

〈今後5年間の文化芸術施策の基本的な方向性〉

〔戦略1〕文化芸術の創造・発展・継承と豊かな文化芸術教育の充実

〔戦略2〕文化芸術に対する効果的な投資とイノベーションの実現

〔戦略3〕国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解

　・国家ブランディングへの貢献

〔戦略4〕多様な価値観の形成と包摂的環境の推進による社会的価値の醸成

〔戦略5〕多様で高い能力を有する専門的人材の確保・育成

〔戦略6〕地域の連携・協働を推進するプラットフォームの形成

(4) 福岡市の方針

① 福岡市基本構想

福岡市が長期的にめざす都市像を示し、福岡市のさまざまな計画や市政運営の基本となるとともに、市民をはじめ、まちづくりに携わる産学官民の多くの主体が共有するものです。2012年に策定されました。

福岡市が目指す都市像

「住みたい、行きたい、働きたい。アジアの交流拠点都市・福岡」

- 1 自律した市民が支え合い心豊かに生きる都市
- 2 自然と共生する持続可能で生活の質の高い都市
- 3 海に育まれた歴史と文化の魅力が人をひきつける都市
- 4 活力と存在感に満ちたアジアの拠点都市

② 第9次福岡市基本計画

基本計画は、基本構想に掲げる都市像の実現に向けた方向性を、まちづくりの目標や施策として総合的・体系的に示した10年間の長期計画です。2012年に、第9次福岡市基本計画として策定されました。

「住みたい、行きたい、働きたい。アジアの交流拠点都市・福岡」

実現のための2つの基本戦略

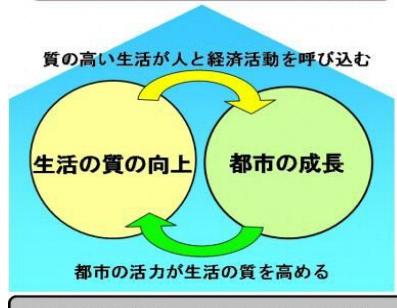
1 生活の質の向上と都市の成長の好循環を創り出す

福岡市の「住みやすさ」に磨きをかけて市民生活の質を高め、質の高い生活が人と経済活動を呼び込み、都市の成長を実現させ、都市の活力によりさらに生活の質が高まるという好循環を創っていきます。

2 福岡都市圏全体として発展し、広域的な役割を担う

生活圏・経済圏が一体化した福岡都市圏は、成熟した社会にふさわしい市民生活の場を提供するとともに、九州、日本全体の発展を牽引する、国際競争力を持った都市圏を実現していくことがより重要となります。そのため、都市圏の連携を基盤に、九州、日本、アジアとの関係においても、広域的な役割を担っていきます。

住みたい、行きたい、働きたい。
アジアの交流拠点都市・福岡



■文化芸術振興関連施策

基本計画には計画各論として、次のような文化芸術振興に関わる施策が掲げられています。

政策推進プラン（第9次福岡市基本計画 第2次実施計画）より抜粋

施策1－4 心豊かに文化芸術を楽しむまちづくり

すべての市民が心豊かに文化芸術を楽しみ、それが観光客にとっての楽しみにもつながるような、文化芸術の環境を整備します。

また、推進にあたっては、観光、教育、福祉、地域コミュニティなどの分野との連携を深め、まちづくりと一体になった文化芸術の振興を進めます。

施策5－1 観光資源となる魅力の再発見と磨き上げ

福岡市が有する歴史文化資源を市民の財産として保存・整備し、アジアとの交流や祭り、コンサートや観劇、展覧会などのさまざまなイベント、美しい街並み、商業施設、食文化や自然環境などと共に、福岡市の貴重な観光資源として、誰もが親しみやすいストーリー性を付加しながら磨き上げるなど、官民一体となった集客戦略を推進します。

施策5－2 緑と歴史・文化のにぎわい拠点づくり

都心に近い貴重な緑地空間として広く市民に親しまれている大濠公園・舞鶴公園の一体的な活用を図り、市民の憩いと集客の拠点づくりを進めます。特に舞鶴公園については、歴史文化資源である「鴻臚館跡」、「福岡城跡」の二つの国史跡を活用した整備を進めます。

施策7－2 創造的活動の基盤となる文化芸術の振興

創造的な文化芸術活動は、デザインやファッショングなどのクリエイティブ関連産業の基盤ともなるものです。これらを行う人々の自主性を尊重し、活動しやすい環境づくりを進め、福岡を拠点として、その能力が十分に発揮されるよう活動を支援します。

施策7－3 個人の才能が成長を生む創造産業の振興

ゲームをはじめとするデジタルコンテンツやファッショング、デザイン、映画、音楽などクリエイティブ関連産業を官民一体となって振興するとともに、文化・芸術、食などを含めたあらゆるコンテンツを福岡市の魅力として磨き上げ、エンターテインメント都市づくりを進めます。

3 福岡市の文化芸術政策の課題

これまでの国の動向、福岡市の文化芸術を取り巻く環境を踏まえ、3つの視点から政策課題を抽出しました。

(1) 市民生活の質の向上に向けた課題

① 子どもたちの創造性やコミュニケーション能力の育成

これから未来を切り拓いていく子どもたちの創造性や感性、コミュニケーション能力等を育むため、子どもたちが文化芸術に触れあう機会が必要です。

② 多様性の尊重と共生に向けた社会参加の促進

文化芸術が持つ力を活かして、障がいの有無、年齢や性別、国籍などに関わらず、誰もが社会参加できる機会をつくっていくことが必要です。

③ 地域の歴史文化資源を活かしたコミュニティの活性化

地域コミュニティの再生、活性化に向けて、人々の絆をつくり、共働の力を起こす地域の歴史文化資源を再認識し、その継承に取り組むことが必要です。

(2) 都市の成長に向けた課題

① 文化芸術を通じた交流・融合による新たな価値の創出

これまでのアジアとの交流ネットワークや、福岡の強みであるクリエイティブ関連分野の集積等を活かし、文化芸術、歴史文化との交流・融合による創造活動を促進することにより、新たな価値を創出していくことが必要です。

② 歴史文化資源の磨き上げによる魅力向上

都市の魅力を向上させていくために、古来より多様な文化と交わりながら発展してきた福岡市のアイデンティティを形づくる歴史文化資源を磨き上げていくことが必要です。

③ 文化芸術や歴史文化を活かした観光・集客の促進

観光・集客を促進していくために、インバウンドの拡大、国際スポーツ大会の開催等を好機と捉え、福岡市の文化芸術や歴史文化の魅力の国内外への発信や、これらを体験する機会を創出することが必要です。

(3) 文化芸術を担い支える環境・仕組みの課題

① 各種文化施設の適正な役割分担と連携による施策の推進

文化施設は、文化芸術の基盤として文化芸術の鑑賞や活動の場を提供していくことに加え、すべての人に社会参加の機会を開いていく役割を有します。また、施設の特性に応じて、地域コミュニティや観光・集客の拠点としての役割を充実させていくことも求められており、様々な施設が適正な役割分担のもと、一体的に文化芸術施策を支えていくことが必要です。

② 多様な主体の適正な役割分担と連携による施策の推進

文化芸術振興の領域が広がる中で施策を効果的に展開していくためには、NPOや民間企業など、高いスキルを持った多様な主体との適正な役割分担と持続的な連携により、一体的に文化芸術施策を推進することが必要です。

第2章 福岡市文化芸術振興計画の体系

1 福岡市文化芸術振興計画の位置づけ

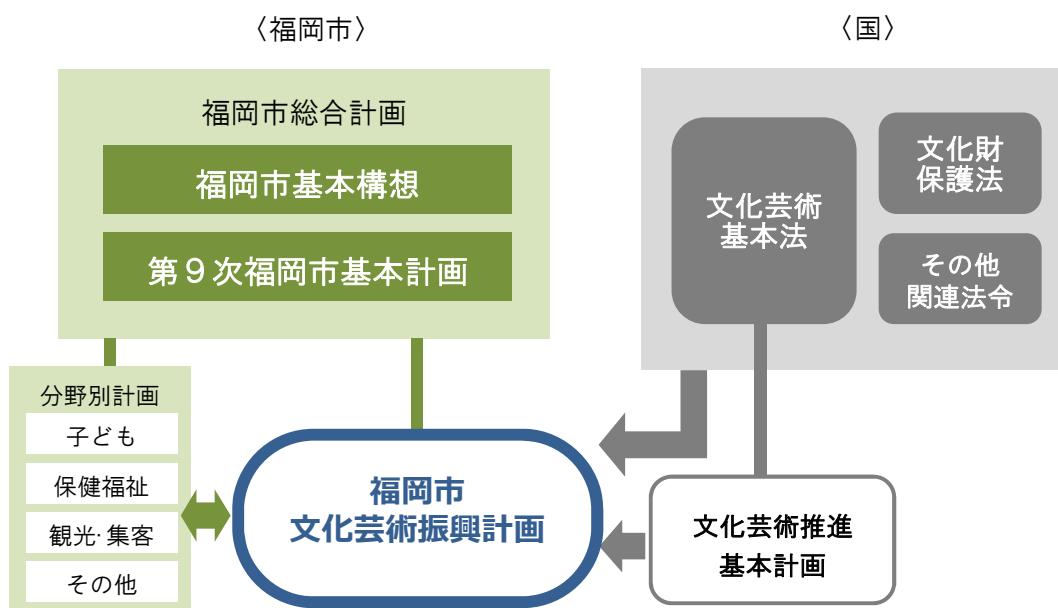
少子高齢化やグローバル化の進展、情報通信技術の進展など、社会が大きく変化する中で、市民や社会の要請に対応し、教育、福祉、国際交流、観光、産業、まちづくり等の各関連分野との連携を図りながら文化芸術振興を推進していきます。

(1) 計画の位置づけ

福岡市文化芸術振興計画は、2012年12月に策定された、福岡市基本構想・第9次福岡市基本計画の文化芸術振興に関する行政の分野別計画として位置づけます。

また、文化芸術基本法に基づく、地方文化芸術推進基本計画として位置づけます。

施策の推進に当たっては、子ども総合計画、保健福祉総合計画、中小企業振興推進プラン、福岡観光・集客戦略2013等の関連計画と連携しながら施策を展開します。



(2) 計画期間

2019年度から2028年度までの10年間を計画期間とし、中間年で評価を行います。

2 文化芸術推進にあたっての基本的な考え方

(1) 基本理念

「すべての人々にとっての文化芸術、未来に向けての文化芸術」

(2) 基本目標

「文化芸術による、元気で、多彩な人々が集う街を目指して」

3 施策の体系

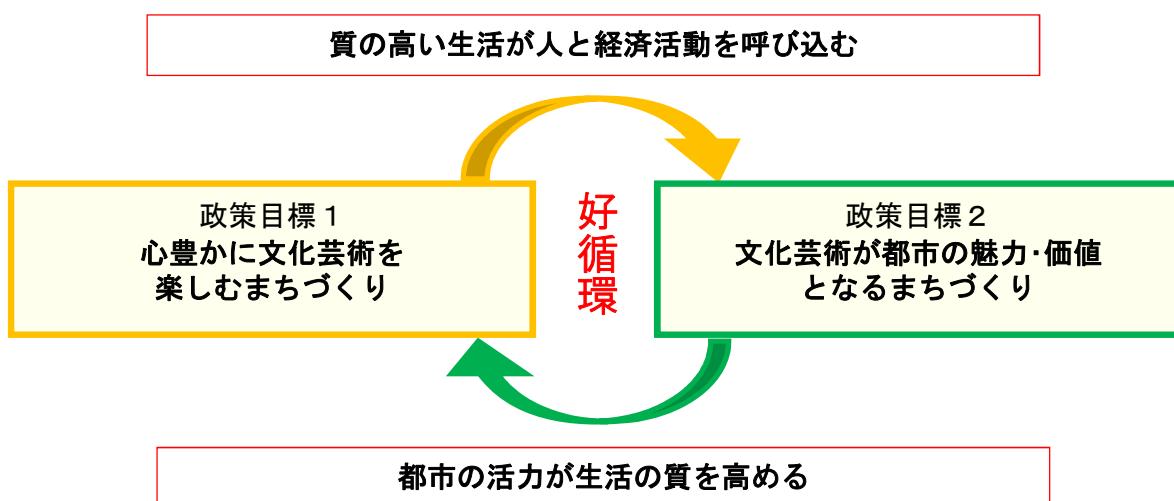
従来の方向性を踏襲しつつ、第9次福岡市基本計画と整合した、わかりやすい政策目標や政策・施策の方向性に加え、施策を効果的に進めるためのアクションプランとして5つの重要施策を設定します。

(1) 政策目標

政策目標1 心豊かに文化芸術を楽しむまちづくり

政策目標2 文化芸術が都市の魅力・価値となるまちづくり

「心豊かに文化芸術を楽しむまちづくり」と「文化芸術が都市の魅力・価値となるまちづくり」を目指し、それらを相互連関させて、「質の高い生活が人と経済活動を呼び込み」、「都市の活力が生活の質を高める」といった好循環を創り出す文化芸術政策を展開します。



(2) 施策方針

政策目標を実現するための施策方針を設定します。

① 政策目標1「心豊かに文化芸術を楽しむまちづくり」の3つの施策方針

施 策 方 針	<p>1 すべての人々を対象とした文化芸術の振興</p> <ul style="list-style-type: none">① 市民が身边に文化芸術と触れあう機会の創出② 文化芸術を通じた子どもたちの育成③ 文化芸術による社会参加の促進 <p>2 市民の文化芸術活動の振興</p> <ul style="list-style-type: none">① 市民による文化芸術活動の支援② NPOなど多様な文化芸術活動主体の支援 <p>3 地域の歴史文化等の保存・継承</p> <ul style="list-style-type: none">① 地域の歴史文化資源の共有と保存② 伝統文化や生活文化に触れあう環境づくりと継承③ 歴史文化による活力あるコミュニティの形成
------------------	---

② 政策目標2「文化芸術が都市の魅力・価値となるまちづくり」の2つの施策方針

施 策 方 針	<p>1 文化芸術を通じた交流・融合による新たな価値の創出</p> <ul style="list-style-type: none">① アジアから世界に向けた新たな価値創造型の交流の推進② クリエイティブ関連分野の集積等を活かした新たな価値の創出 <p>2 歴史文化等を活かした観光・集客の促進</p> <ul style="list-style-type: none">① 歴史文化資源の磨き上げ② 多様な歴史文化・文化芸術等の魅力発信と体験機会の創出
------------------	---

③ 環境・仕組みづくり

環境・仕組みづくり1	文化芸術を支える各種文化施設の適正な役割分担と連携
環境・仕組みづくり2	文化芸術を担う多様な主体の適正な役割分担と連携

(3) 5つの重点施策

福岡市を次のステージに導いていくために重点施策を設定します。

重点施策1	未来の担い手である子どもたちの育成
重点施策2	共生社会の実現に向けた社会参加の機会づくり
重点施策3	地域の歴史文化等の再認識とコミュニティの活性化
重点施策4	「福岡スタイル」の創造による都市ブランドの形成
重点施策5	インバウンドをターゲットとした施策の展開

(4) 成果指標

(第9次福岡市基本計画 成果指標)

指標項目	現状値	目標値
① 文化芸術を鑑賞する市民の割合 (過去1年間に1回以上文化芸術の鑑賞をした市民の割合)	63.3% (2017年度)	75%以上 (2028年度)
② 文化芸術活動を行う市民の割合 (過去1年間に1回以上文化芸術活動を行った市民の割合)	16.6% (2017年度)	25%以上 (2028年度)

4 施策の展開の方向性

(1) 政策目標1 心豊かに文化芸術を楽しむまちづくり

施策方針1 すべての人々を対象とした文化芸術の振興

① 市民が身近に文化芸術と触れあう機会の創出

- 文化芸術は、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人も、また、性別や国籍に関わらず、すべての人が触れあうことができる機会が提供されていなければなりません。文化芸術は「すべての人のもの」であるという認識を、文化芸術振興に携わる人だけではなく市民共通の認識としていきます。
- すべての人が、文化芸術を楽しむことができる環境づくりを進めていきます。また、文化芸術と触れあう機会は、行政のみならず様々な団体等が担っており、各主体との連携、役割分担を一層進めていきます。

② 文化芸術を通じた子どもたちの育成

- 未来の担い手である子どもたちの健やかな成長は、人々の大きな願いです。子どもたちが様々な文化芸術と触れあうことで、感性を豊かにするだけではなく、創造力や多様な価値観を身につけ、コミュニケーション能力を育むことができます。
- 多くの子どもたちが、学校や地域、文化施設などの身近な場所において、文化芸術に触れ合い、楽しむことができる環境づくりを、関連団体等と連携・共働を図りながら取り組んでいきます。
- 文化芸術の裾野を広げ、文化芸術の持つ力を将来にわたって豊かな社会や都市の魅力づくりへ活かしていくために、未来を担う子どもたちが、地域の歴史文化から先端技術を活用した新しい文化まで、様々な文化芸術を知り体験する機会を設けていきます。

③ 文化芸術による社会参加の促進

- 文化芸術を通じて、誰もが社会参加できる機会を広げていくことで、多様な価値観を認め合える環境の形成、共生社会の実現を図っていきます。
- 障がいのある人の文化芸術活動は、障がいのある人の自己実現や社会参加を促すだけでなく、その活動を通して障がいに対する理解を深め、豊かな社会をつくるきっかけとなります。今後、障がいのある人が文化芸術に触れる機会の創出や文化芸術活動の支援に取り組んでいきます。
- 人生100年時代の到来を見据え、文化芸術による表現活動や交流が、心身の健康や増進に役立つことを踏まえ、高齢者が文化芸術に触れ、また、文化芸術を通じて社会に参加し続けられる機会の創出に取り組んでいきます。

施策方針2 市民の文化芸術活動の振興

① 市民による文化芸術活動の支援

- 長い歴史の中で、福岡市の文化芸術を支え、担ってきたのは民の力であり、活発な市民の文化芸術活動は、福岡市の文化芸術の振興に欠かせないものです。
- 博多どんたくや博多祇園山笠など日本を代表する祭りをはじめ、各地域で継承されている祭礼などの一層の振興を図っていきます。
- 音楽、美術、演劇、舞踊など様々な分野で市民や文化芸術団体等の活動が行われていますが、市民等による自律的な活動が、より一層活発なものとなるために、福岡市民芸術祭をはじめとする、場や機会の提供などの活動支援を促進していきます。

② NPOなど多様な文化芸術活動主体の支援

- 市民の文化芸術活動は、文化芸術の公演や展示等だけでなく、事業の企画運営、普及や人材育成、情報提供といった中間支援などのアートマネジメント活動や、ボランティア活動など広がりを見せてています。
- また、文化芸術を活かし、教育、福祉、地域コミュニティ活性化、観光など社会の課題解決に向けた取組みを行うNPO法人等も増加しています。
- 文化芸術の役割が大きく広がるなかで、文化芸術の力を効果的に社会へ発揮していくために、このような多様な活動を支援、促進しながら活動主体との連携を図っていきます。

施策方針3 地域の歴史文化等の保存・継承

① 地域の歴史文化資源の共有と保存

- 福岡市内には都市の成り立ちや独特な生活文化など、福岡市ならではの歴史文化を物語る文化財が豊富に残されており、現在の福岡市のアイデンティティを形作っています。
- これらの価値をより多くの人々が共有し、都市の活力や魅力向上につなげていくために、「福岡市の文化財の保存活用に関する基本方針～福岡市歴史文化基本構想～」や、この個別計画である「国史跡 鴻臚館跡整備基本計画」を策定するなど、保存とともに活用を含めた取組みを推進していきます。

② 伝統文化や生活文化に触れあう環境づくりと継承

- 長い歴史の中で大切に継承されてきた伝統文化や、生活の中で長く親しまれてきた生活文化は、心豊かな生活を実現するために欠くことのできない貴重な財産であり、次世代に継承していく必要があります。
- こうした伝統文化や生活文化に、子どもをはじめとする多くの人々が触れあえるような鑑賞・体験の機会を提供するとともに、地域における継承に向けた取組みを促進していきます。

③ 歴史文化による活力あるコミュニティの形成

- 東日本大震災からの復興の過程で、文化財や伝統文化等の再生が地域のアイデンティティの再認識や自律的な地域活動につながるなど、地域コミュニティの再生や活性化の力を有することが認められました。
- 活力あるコミュニティの形成に貢献できるよう、各地域に残る歴史文化等を市民が自ら発掘、再評価し、地域の文化、魅力として共有していく活動の支援・促進に取り組みます。

(2) 政策目標2 文化芸術が都市の魅力・価値となるまちづくり

施策方針1 文化芸術を通じた交流・融合による新たな価値の創出

① アジアから世界に向けた新たな価値創造型の交流の推進

- 福岡市では、福岡アジア美術館、アジアフォーカス・福岡国際映画祭、福岡アジア文化賞などの事業に先駆的に取り組むなど、アジア文化への理解や相互交流を深めてきました。こうしたアジアとの交流によって蓄積されたネットワークなど豊富な資産を活かし、様々な創造活動を通じた新たな価値の創出に取り組んでいきます。
- 民間における文化芸術関係者同士の交流も日常的で密接なものとなっており、今後も多様な主体の国境を越えた交流と創造活動を促進していきます。

② クリエイティブ関連分野の集積等を活かした新たな価値の創出

- 福岡市には、ゲーム、ファッショング、音楽、デザインなどクリエイティブ関連産業やクリエイターなどの人材を輩出する教育機関が集積しており、コンパクトな都市特性もあって、様々なアーティストやクリエイターなどの交流及びコラボレーションが生まれやすい環境にあります。
- アーティストやクリエイターなど多様な分野の活動者が、交流する機会や、福岡独自の歴史、文化など多様なコンテンツが融合する機会をつくることで、福岡らしい文化芸術の創造活動を促進していきます。

施策方針2 歴史文化等を活かした観光・集客の促進

① 歴史文化資源の磨き上げ

- 福岡市は、2000年にわたりアジア諸国に対する日本の玄関口として発展してきた歴史交流都市であり、その重層的な積み重ねの上に発展してきた福岡市は、世界的な価値を持つ都市といえます。この貴重な歴史文化資源の価値をさらに磨き上げ、都市の魅力向上に活用していきます。
- 鴻臚館・福岡城、元寇防塁、志賀島等の日本で唯一の歴史文化資源については、観光・集客、賑わいの拠点として、また市民にとってより身近で親しめるものとするために、復元や保存、関連イベントの実施等を通じて、磨き上げていきます。
- 中世最大の貿易港湾都市であった都市の中心地域である博多部においては、価値ある資源をストーリーとまちなみでつなぎ、市民や観光客に認知し楽しんでもらえる環境を整え、魅力を高めています。

② 多様な歴史文化、文化芸術等の魅力発信と体験機会の創出

- 第3次産業が9割を占める福岡市にとって、国内外からの来訪者の増加は、経済の活性化、活力の創出につながります。歴史文化、文化芸術、祭りなど、福岡市の持つ多様な文化資源の魅力を活用し、観光・集客、MICEの誘致などを促進します。
- ユネスコ無形文化遺産である「博多祇園山笠」や、どんたくの起源である「博多松ばやし」など、福岡市を代表する祭りをはじめ、福岡市で開催される多彩な文化事業の魅力を広く情報発信していきます。
- 福岡市の文化に観光客等が親しむことができるよう、体験プログラムの開発や文化施設における展示物等の多言語化対応など、受入環境づくりに取り組むとともに、文化施設や観光拠点の連携を図り、それらの回遊性を高めています。

(3) 環境・仕組みづくり

環境・仕組み
づくり1

文化芸術を支える各種文化施設の適正な役割分担と連携

- 福岡市には、官民の各主体により、各種文化施設が設置され、機能的・量的に一定程度充実している状況にあります。舞台芸術や美術などの「テーマ性のある文化施設」や「市民の活動等を支える文化施設」などが、各々の適正な役割分担のもと、相互に連携を図りながら、文化芸術の振興を支えていきます。
- 多様化・高度化する市民ニーズや老朽化等への対応とともに、バリアフリー化など必要な機能の確保・拡充へ向け、改修や更新などの措置を計画的に講じていきます。

① 「テーマ性のある文化施設」の魅力向上による集客機能の強化

- 質の高い文化芸術を体験できる場として、舞台芸術や美術などの「テーマ性のある文化施設」が設置されており、今後、本市が設置するミュージアム3館、博多座等については、集客機能の強化に向け、さらなる魅力の向上を図り、発信力を高めています。

② 「市民の活動等を支える文化施設」の市民ニーズを踏まえた管理運営等

- 市民が文化芸術に身近に触れる機会や、市民の自主的な活動、文化芸術を通じた地域づくり等を支える場を提供するために、市域・地域レベルで様々な公共の文化施設が設置され、多くの市民に利用されています。
- 鑑賞や活動の場の充実に関する市民の期待は大きく、今後とも誰もが使いやすい施設となるよう、市民ニーズを踏まえ適切な管理運営等を行っていく必要があります。

〈主な取組み〉

■ ミュージアム3館（福岡市美術館、福岡アジア美術館、福岡市博物館）

ミュージアム3館について、美術・歴史資料の収集・保存・展示等を通して、文化芸術に親しむ機会を提供することを基本とし、より多くの市民に開かれた施設としていきます。また、国際スポーツ大会の開催と連動した共通のテーマによる企画展の実施や、多言語での作品解説やSNS等を活用した情報発信など、インバウンドの積極的な集客や受入環境の向上に向けた取組みを進めていきます。

■ 拠点文化施設

建替え期を迎えた市民会館を継承する施設として、拠点文化施設の整備へ向けた取組みを進めています（2024年開館予定）。市民会館の果たしてきた役割をこれから時代にふさわしいものに発展させることを基本に、文化芸術の鑑賞機会や市民の文化活動を支える場等として、他の文化施設のモデルとなるようハード・ソフト両面で充実を図るとともに、須崎公園との一体的な整備により、みどり溢れる文化芸術空間を創出し、多様な人が集い、交流する場としていきます。

■ 音楽・演劇練習施設

音楽・演劇練習場は、市民センターなどの施設を含め、音楽、演劇などの練習・発表の場として、多くの市民に利用されています。誰もが使いやすい施設として、市民ニーズを踏まえた適切な管理運営を行うとともに、既存施設や遊休施設の有効活用などによる充実について検討を進めています。

■ 博多座

本格的な歌舞伎やミュージカル等の公演のほか、自主制作演目の上演等を推進し、魅力ある公演ラインナップを提供していくことで集客力の強化を図るとともに、地域との連携をさらに進め、博多旧市街エリアの賑わいの創出にも貢献していきます。

① 文化芸術の振興を担う各主体の適正な役割分担

■ 市 民

文化芸術の主役は市民自身であり、一人ひとりの市民が文化芸術の担い手です。文化芸術に積極的に触れたり活動したりすることを通じて、それぞれの持つ力を存分に発揮することが期待されます。

■ 文化芸術団体・支援団体等

文化芸術団体や支援団体等は、それぞれの創造性を發揮し、個性ある文化芸術活動を自律的に展開するとともに、他の団体・機関とも連携・協力しながら、地域の文化芸術の振興に貢献することが期待されます。

■ 企業等

企業等の事業ノウハウや人材等の経営資源を活かして、地域の文化芸術活動の重要な担い手となるとともに、支援者となることが期待されます。

■ 大学等教育研究機関

文化芸術や関連する分野において、人材育成と輩出を行うとともに、文化芸術団体、行政などと連携し、現場の人材育成、専門的研究・分析、結果や知見の提供、さらには地域の文化芸術活動に参画をしていくことなどが期待されます。

■ 行 政

文化芸術の振興に関する施策を他の行政分野と連携を図りながら、総合的かつ計画的に推進します。また、市内において多彩な文化芸術活動が行われるよう、各主体の連携の促進や支援に取り組んでいきます。

■ (公財) 福岡市文化芸術振興財団（以下「財団」という。）

市の文化芸術施策を推進していくため、専門性やネットワークを活かし、多様な担い手との役割分担や連携を行いながら、文化芸術振興のための具体的な事業を実施していきます。

② 多様な分野の担い手との連携・共働

これから文化芸術振興は、教育、福祉、国際交流、観光、産業、まちづくりなど多様な分野と連携をしながら、文化芸術の持つ多様な価値を発揮させていくことが期待されており、施策の展開にあたっては、多様な分野の担い手との連携・共働を基本として推進していきます。

〈主な取組み〉

■財団の今後の方針性の検討

本計画の策定を契機に、財団は、事業の効率化を図りながら、5つの重点施策の推進に向け、市民の文化芸術活動の支援充実や、にぎわい創出などを行う組織とするなど、他都市財団の事例（アーツカウンシルの取組み等）を踏まえ、検討を進めていきます。

■多様な扱い手の連携強化

本計画の施策の展開にあたっては、博多旧市街プロジェクト（※）など具体的な事業の実施を通して、行政、財団、文化芸術団体、企業など多様な扱い手の連携強化を図っていきます。

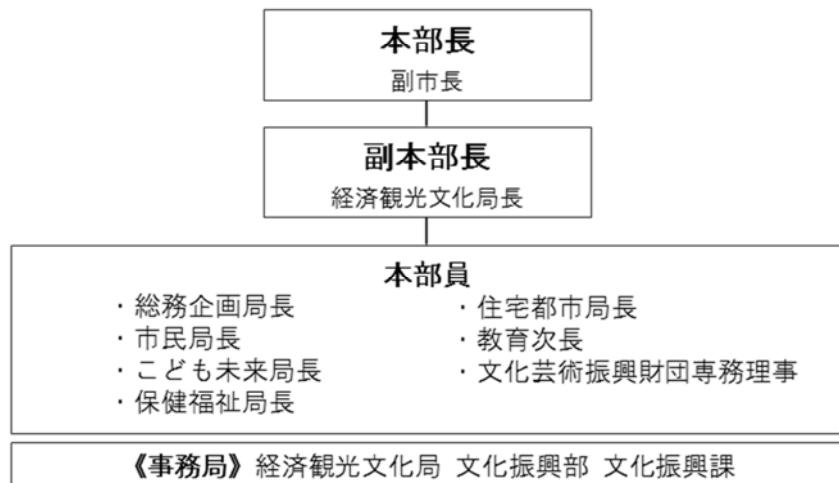
※ 博多旧市街プロジェクト

中世最大の貿易港湾都市であった都市の中心地域である博多部において、価値ある資源をストーリーとまちなみでつなぎ、市民や観光客が認知し楽しんでもらえる環境を整え魅力を高める取組み。

■庁内連携組織の設置

本計画を総合的に推進していくために、関係部局で構成する庁内連携組織である「文化芸術振興推進本部」を設置します。

《文化芸術振興推進本部》



【所掌事務】

- ・文化芸術振興計画の進捗管理に関すること。
- ・関係部局、関係団体間の調整・執行管理等に関すること。など

(4) 文化芸術の振興に向けた 5つの重点施策



文化芸術の多様な価値を活かして福岡市を次のステージへ

今後 10 年を見据え、文化芸術の多様な価値を活かして、心豊かで多様性に充ち、多くの人々を惹きつける魅力と活力にあふれる都市の実現に向けた文化芸術施策を展開し、福岡市を次のステージへ飛躍させます。

重点施策 1 未来の担い手である子どもたちの育成

重点施策 2 共生社会の実現に向けた社会参加の機会づくり

重点施策 3 地域の歴史文化等の再認識とコミュニティの活性化

重点施策 4 「福岡スタイル」の創造による都市ブランドの形成

重点施策 5 インバウンドをターゲットとした施策の展開



重点施策 1

未来の担い手である

子どもたちの育成

ファミリーDAY ワークショップの様子

未来の担い手である子どもたちが、文化芸術に触れあうことは、創造性や感性を高め、多様な価値観を身に付け、コミュニケーション能力の向上につながるだけでなく、将来の文化芸術の振興や心豊かな社会の実現に寄与するものであり、学校や地域において、多様な文化芸術に触れあう機会の充実に取り組んでいきます。

主な取組み

- 子どもたちが身近な場所で、音楽、演劇、ダンス、伝統文化など多様な文化芸術に触れる機会を充実させていくために、学校のアウトリーチ事業に継続的に取り組んでいきます。
- 子どもたちが郷土の文化財や歴史を知り、親しみ持てるように、小・中学校への出前授業や社会科見学の誘致など、学校と連携した学習プログラムの実施に取り組んでいきます。
- 市内の文化施設等において、優れた文化芸術を鑑賞する機会を提供するとともに、創造活動の体験ワークショップや、乳幼児も含む親子で楽しめる鑑賞・体験事業等の実施に取り組んでいきます。
- 上記の取組みについては、福岡市を拠点とするアーティストやNPO、市民団体などの担い手や学校等と連携を図りながら推進していきます。



具体的な事業例

○ 学校等へのアウトリーチ

- ・地元アーティスト等を学校へ派遣し多様な文化芸術の体験機会を届ける事業（写真①）
- ・学芸員が学校へ出向き美術作品に親しむ機会を届ける事業（写真②）
- ・アジアから招へいした美術作家による学校でのワークショップ事業
- ・専門職員が学校へ出向き郷土の歴史を知り身近に感じる機会を届ける事業
- ・福岡アジア文化賞受賞者が学校を訪問し、多様な文化に触れる機会を届ける事業

○ 文化施設等での鑑賞・体験事業

- ・小・中学校等を対象としたミュージアム3館におけるスクールツアー・プログラム
- ・美術館等における作品創作のワークショップ
- ・親子で楽しめる美術の鑑賞・体験事業（写真③）
- ・博物館等における郷土の歴史を知り身近に感じる体験事業
- ・中学生・高校生を対象とした歌舞伎やミュージカル等の鑑賞機会の提供
- ・地元のアーティスト等との演劇創作ワークショップ
- ・身近な文化施設で乳幼児も楽しめる音楽等の鑑賞事業（写真④）



① 子ども文化芸術魅力発見事業 ©重松美佐



② どこでも美術館



③ ファミリーDAY ワークショップ



④ おんがくさんぽ

重点施策 2

共生社会の実現に向けた

社会参加の機会づくり

身体に障がいのある人のための俳優講座

文化芸術は、その体験の機会を通じて、人々が多様な価値観を尊重し、他者との相互理解を進める機能を有しており、年齢や障がいの有無、性別や国籍などに関わらず、誰もが文化芸術を通じて社会参加できる機会をつくっていくことで、共生社会の実現に貢献していきます。

主な取組み

- 障がいのある人を対象とした演劇、舞踊等の創作プログラムを行い、障がいのある人の自己実現や社会参加の機会に加え、市民がこうした活動を鑑賞する機会の創出に取り組んでいきます。
- 文化施設や福祉施設等において、障がいのある人が広く文化芸術に触れることができる機会の創出に取り組んでいきます。
- 文化施設や地域の身近な施設において、高齢者を対象とした創作体験プログラムや、地域の文化財等におけるイベントの実施などを通じて、高齢者の社会参加の機会づくりに取り組んでいきます。
- 上記の取組みについては、福祉施設など関係施設、文化芸術を活かして社会的課題の解決に取組むNPOや、こうした分野の研究・教育を行う大学等との連携を図りながら推進していきます。



いきヨウヨウ講座

具体的な事業例

○ 障がい者の文化芸術活動の推進

- ・障がい者による演劇、ダンス等の創作活動支援事業（写真①②）
- ・障がい者が文化芸術に親しむきっかけをつくるワークショップ
- ・障がい者の作品を広く市民が鑑賞できるアート展（写真③）

○ 文化芸術による高齢者の社会参加活動の促進

- ・美術館における作品創作などのワークショップ（写真④）
- ・公民館における郷土の歴史と文化等の出前講座
- ・地域の福祉施設における陶芸等の創作教室



① エイブルアート事業 舞台公演



② エイブルアート事業 舞台公演



③ fukuokaときめき gallery



④ いきヨウヨウ講座

重点施策 3

地域の歴史文化等の再認識と コミュニティの活性化

板付遺跡 田植え体験の様子

各地域に残る歴史文化資源は、そこに暮らす人々の心のよりどころとして、重要な役割を果たすものであり、史跡や伝統的建造物、祭礼や伝統芸能などの文化財や伝統文化について再認識を行い、世代を超えてその価値を共有できる機会をつくっていくことで、地域の絆づくりやコミュニティの活性化に取り組んでいきます。

主な取組み

- 地域の伝統文化を次世代へ継承していくために、無形文化財等の公開機会の拡充に向けた保存団体等の支援や、継承の危機に瀕する伝統文化について映像等の記録作成などに取り組んでいきます。
- 地域の歴史文化への誇りや愛着が醸成されることを目指し、文化財に関するエリアマップ作りなどを通じて、地域に根差す文化財等の価値、魅力の共有・発信に取り組んでいきます。
- 史跡などにおいて、地域の子どもから高齢者まで参加できるイベント等を実施し、世代間の交流を促し、活力ある地域コミュニティの形成につなげていきます。
- 上記の取組みについては、文化財の保存会や市民団体などの市民と連携し、推進していきます。



具体的な事業例

- 地域の伝統文化の継承
 - ・技術や行事の公開に向けた文化財の保持者や保存団体等への支援・助言（写真①②③）
 - ・継承の危機に瀕する伝統文化の映像等の記録作成
 - ・福岡市に根差した伝統文化の鑑賞事業（写真④）
- 歴史文化資源等の価値や魅力に触れられる機会づくり
 - ・文化財建築物等の公開活用
 - ・博物館、埋蔵文化財センター等における文化財の展示会・展覧会
 - ・往時の風景を体感できる史跡整備の推進
 - ・ボランティアガイドと連携した文化財への理解促進
 - ・博物館、埋蔵文化財センター等におけるバックヤードツアー
- 文化財等を活用したコミュニティの活性化
 - ・市民等と連携した歴史文化資源に関するエリアマップの作成
 - ・世代を超えた交流ができる文化財関連イベント等の開催



① 志賀海神社歩射祭



② 飯盛神社流鏑馬



③ 田隈の盆押し



④ 伝統芸能事業

重点施策4

「福岡スタイル」の創造による

都市ブランドの形成

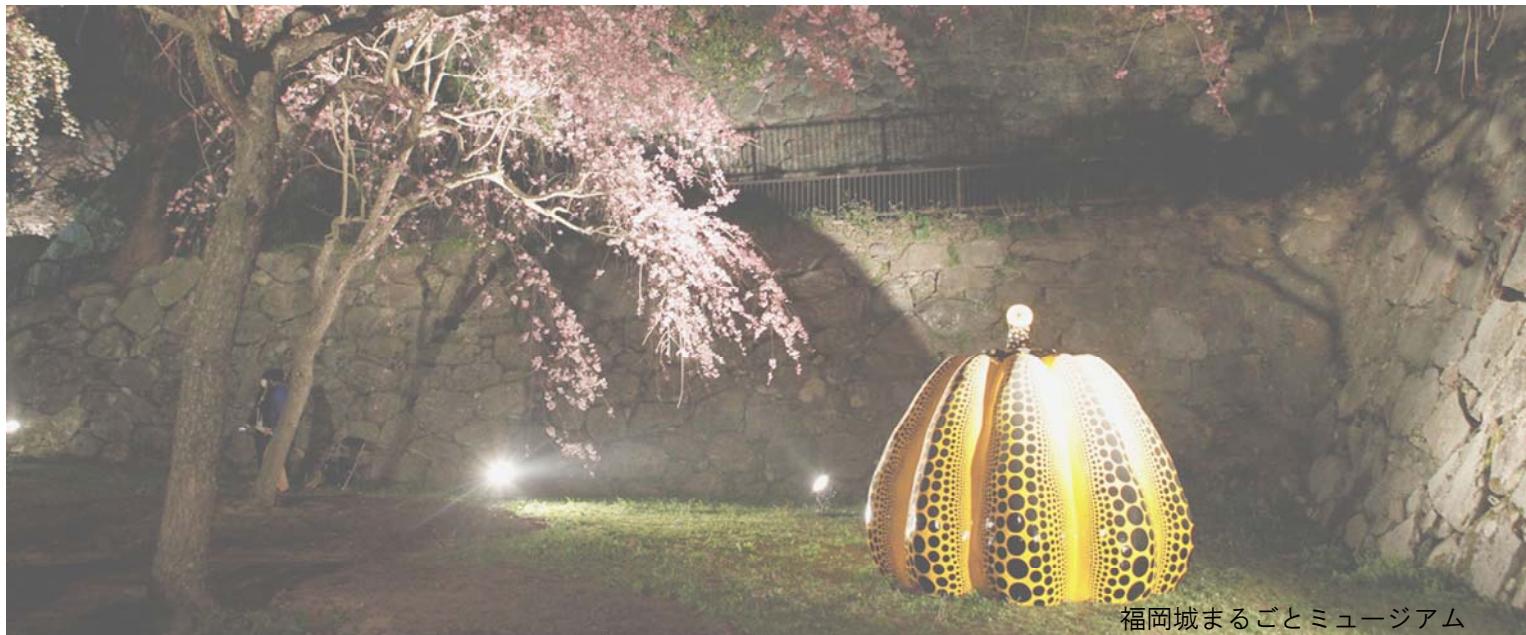
博多旧市街まるごとミュージアム



福岡市は古くからアジア諸国に対する玄関口として、多様な文化と交わりながら発展してきた都市であり、その中で独自の文化を育んできました。今後も、アジアとの交流、歴史文化資源の磨き上げ、クリエイティブ関連分野との融合などにより創出した価値や魅力を「福岡スタイル」として発信し、都市ブランドの形成に取り組んでいきます。

主な取組み

- 長い歴史の中で育まってきた伝統文化から先端技術を使った文化芸術まで、福岡市内で行われる多彩な文化事業を、「福岡市文化プログラム」として、国内外へ一体的に情報発信していきます。
- 「博多旧市街プロジェクト」の一環として、史跡や多くの寺社、古いまちなみが残る博多部において、最新の現代アートを屋外展示する「博多旧市街まるごとミュージアム」などを実施し、歴史・伝統と新しい文化の融合により新たな魅力を創出する事業に取り組みます。
- 上記の取組みの中で、アジアとの交流によって蓄積されたネットワークなど豊富な資産を活かし、「福岡アジア美術トリエンナーレ」を継承・発展させた事業の開催を検討していきます。
- 福岡市は、コンパクトな都市であり、アーティストやクリエイターなど様々な人材の交流やコラボレーションが生まれやすい環境があります。こうした特性を生かし、分野を超えた文化芸術活動の支援を行うなど、新たな創造活動の促進に取り組みます。



福岡城まるごとミュージアム

具体的な事業例

- 福岡市の魅力を発信する「福岡市文化プログラム」の推進
 - ・市内で実施される多彩な文化事業をWEBサイト等で国内外へ発信 (beyond2020)
- 歴史・伝統と新しい文化の融合
 - ・博多旧市街など福岡市の歴史を体感できるエリアでの屋外型アートイベント（まるごとミュージアム）の実施（写真①）
 - ・文化財とクリエイティブ関連分野を掛け合わせたコンテンツの創出
- アジアとの交流による創造活動の推進
 - ・アジア文化への理解や交流を深めるイベントの開催（写真②③）
 - ・アジアから招へいする美術作家等による作品制作やワークショップ（写真④）
 - ・アジアの舞台芸術等に触れる交流事業の支援
- コラボレーションによる新たな価値の創造
 - ・文化芸術と他分野のコラボレーションによる創造活動への支援



① 博多旧市街まるごとミュージアム



② アジアフォーカス・福岡国際映画祭



③ 福岡アジア文化賞 市民フォーラム



④ アジアの美術作家によるワークショップ

重点施策5

インバウンドをターゲットとした

施策の展開

観光ボランティアガイドによる案内の様子

インバウンドの増加や、2019年ラグビーワールドカップ日本大会、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、2021年世界水泳福岡選手権など国際スポーツ大会の開催などを踏まえ、福岡市の歴史文化等の魅力を国内外へ積極的に発信していくとともに、国外からの来街者もその多彩な魅力を楽しめるような環境づくりに取り組んでいきます。

主な取組み

- 福岡市の歴史文化を楽しめるガイドツアーや体験プログラム、国際スポーツ大会等の開催と連動したミュージアム3館における企画展、博多旧市街エリアにおける文化芸術の鑑賞機会の創出や、文化施設、史跡等のユニークベニュー活用など、インバウンドが福岡市の歴史文化、文化芸術に触れる機会づくりに取り組みます。
- ミュージアムや史跡等における作品や展示物の解説や、福岡市を物語るストーリーで結び付けられた文化財を巡る周遊マップの多言語化など、インバウンドの受入環境の強化に取り組んでいきます。
- 市内で行われる多彩な文化事業や文化財、祭りなどをホームページやSNSを活用して情報発信するとともに、博多旧市街など福岡市の歴史の魅力をPRする動画の作成など、福岡市の歴史文化、文化芸術を多言語で発信する取組みを推進していきます。



博物館での雅樂公演

具体的な事業例

- 福岡市の歴史文化、文化芸術に触れる機会づくり
 - ・デジタル技術を用いた史跡の散策・体験ガイドツアー
 - ・文化財と自然や食などを一体的に体験できるプログラムの開発
 - ・博多旧市街エリアでの文化芸術の鑑賞・体験プログラム（写真①）
 - ・国際スポーツ大会を共通テーマとした、ミュージアム3館での企画展示（写真②）
 - ・文化施設や史跡等のユニークベニュー活用（写真③）
- 受入環境づくり
 - ・ミュージアムや史跡における作品、展示物解説の多言語対応
 - ・周遊マップ、史跡・文化財などを紹介するマップ等の多言語化
- 福岡市の歴史文化のプロモーション
 - ・WEBサイト等による福岡市の歴史文化の魅力発信
 - ・博多旧市街PR動画の作成（写真④）



① アートカフェ鑑賞プログラム（イメージ）



② ミュージアムによる国際スポーツ大会とのコラボレーション



③ 国際会議のレセプション（博物館）



④ 博多旧市街 PR 動画（イメージ）

〈資料集〉

〈資料集〉 目次

1 福岡市文化芸術振興計画の策定経過	33
2 統計資料	
(1) 社会経済情勢の変化	33
(2) 福岡の文化芸術の現状	36
(3) 文化芸術に対する市民の意識	41
3 市民アンケート等	42
4 文化施設の配置状況等	50
5 福岡市の動向	51
6 国の動向	51
7 用語解説	52

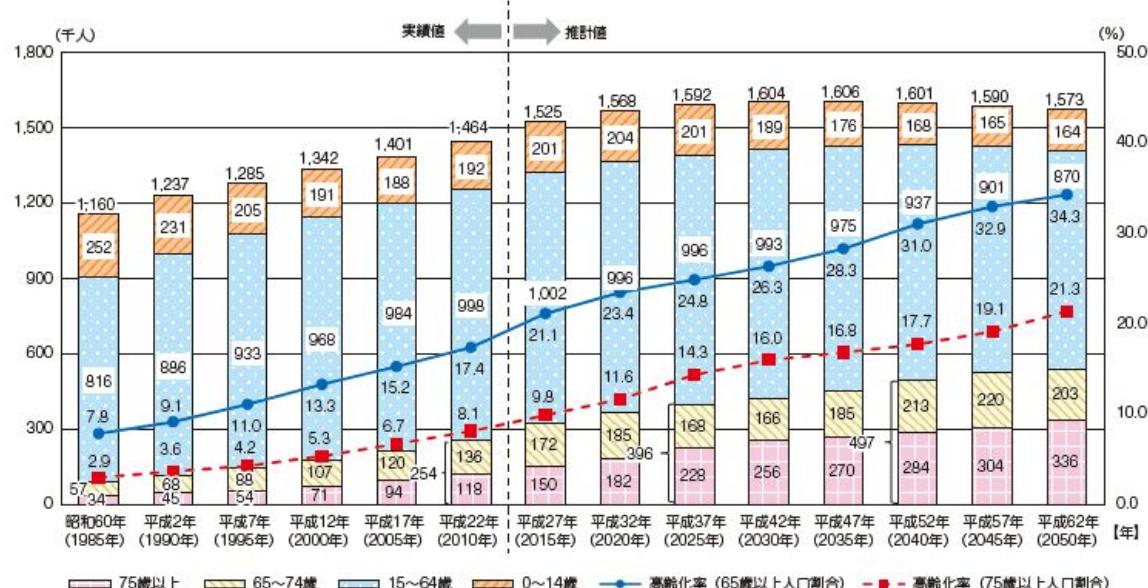
1 福岡市文化芸術振興計画の策定経過

経過	内容
2017（平成 29）年 8～10月	福岡市文化芸術振興に関するアンケート調査（市民・団体向け）
2018（平成 30）年 2～3月	文化団体・NPO 等実態調査
7～8月	有識者ヒアリング
2019（平成 31）年 2月	福岡市議会・第3委員会報告（計画（原案））
2～3月	パブリックコメント実施

2 統計資料

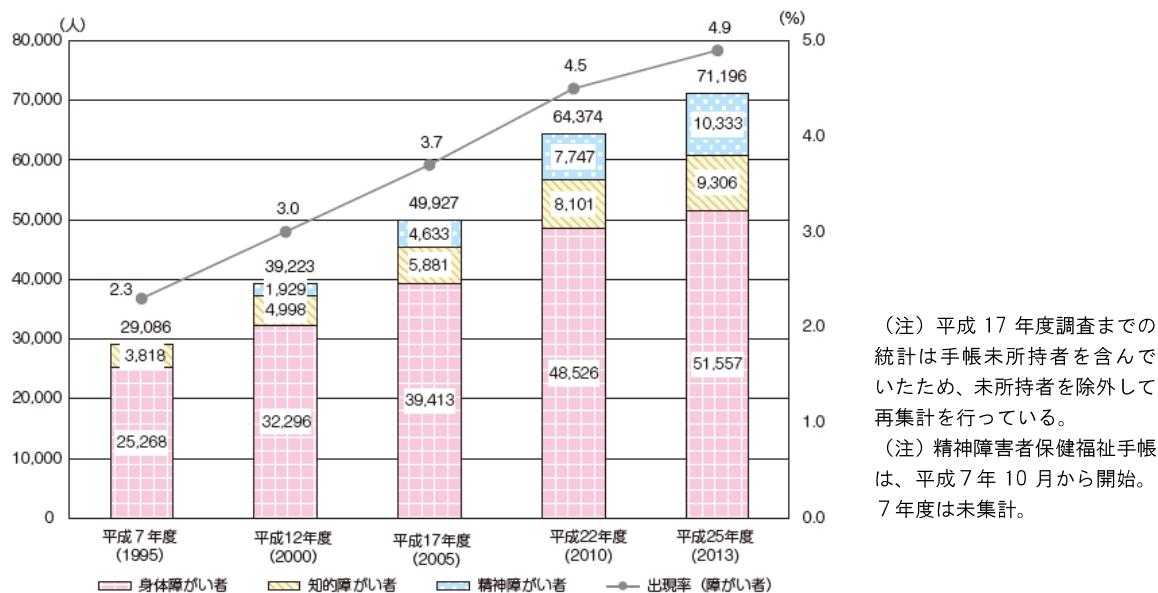
（1）社会経済情勢の変化

»福岡市の人口と高齢化率の推移



出典：「国勢調査（平成 22 年度）」（総務省）、「福岡市の将来人口推計（平成 24 年 3 月）」（福岡市）、
「福岡市保健福祉総合計画（平成 28 年 6 月）」

»障がい者数及び人口に占める割合の推移

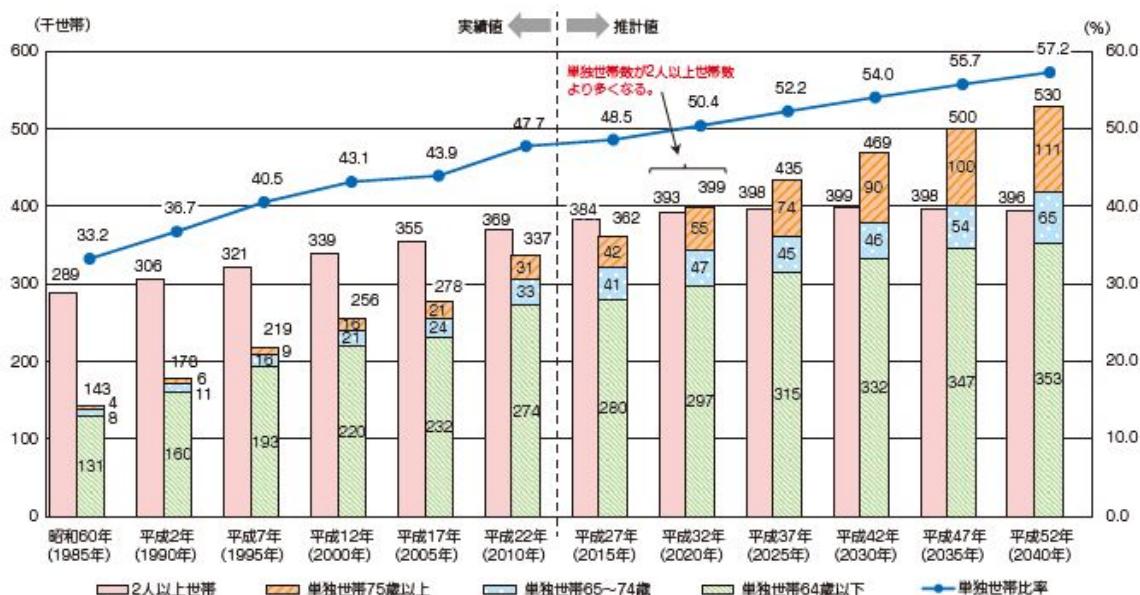


(注) 平成 17 年度調査までの統計は手帳未所持者を含んでいたため、未所持者を除外して再集計を行っている。

(注) 精神障害者保健福祉手帳は、平成 7 年 10 月から開始。7 年度は未集計。

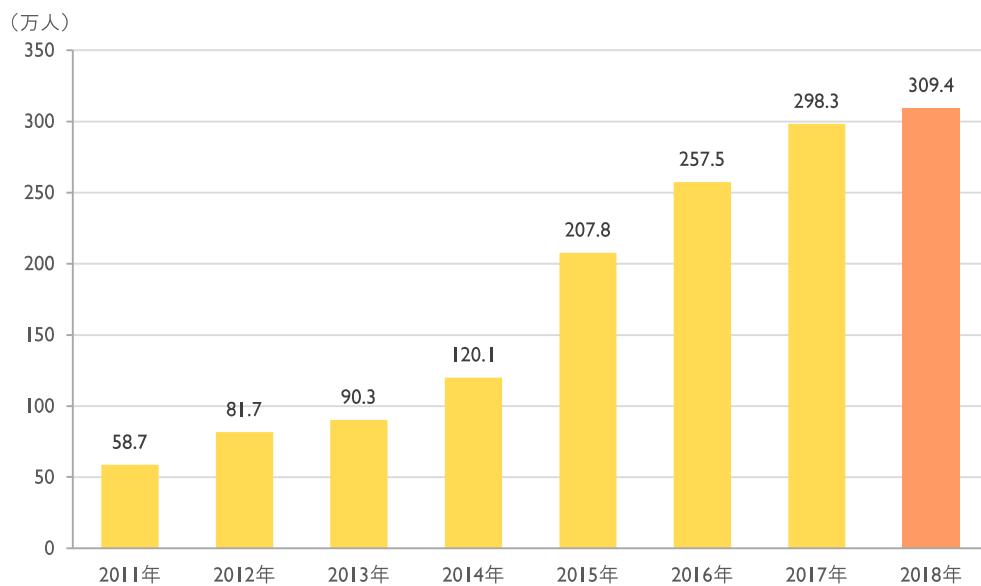
出典：「平成 25 年度福岡市障がい児・者等実態調査」（福岡市）、「福岡市保健福祉総合計画（平成 28 年 6 月）」

»世帯構成の推移



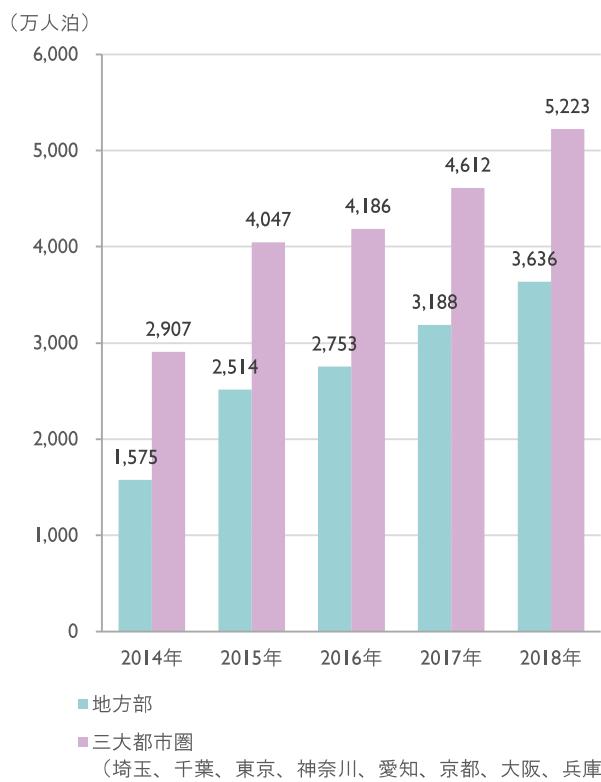
出典：「国勢調査（平成 22 年度）」（総務省）、「福岡市の将来人口推計（平成 24 年 3 月）」（福岡市）、「福岡市保健福祉総合計画（平成 28 年 6 月）」

»福岡空港及び博多港からの外国人入国者数の推移

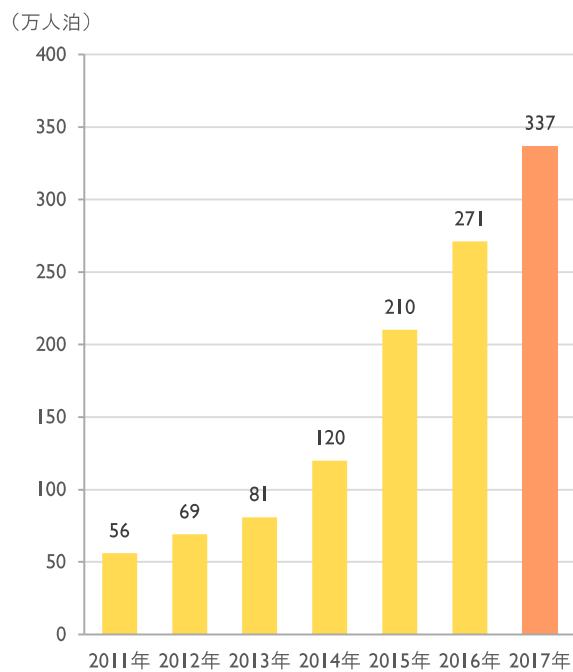


出典：「出入国管理統計」（法務省）、「『福岡市の観光・MICE』2019年版」（福岡市）

»三大都市圏及び地方部における外国人延べ宿泊者数比較



»福岡市外国人延べ宿泊者数（推計）の推移



出典：「宿泊旅行統計調査」（観光庁）

※「福岡市外国人延べ宿泊者数（推計）の推移」は、「宿泊旅行統計調査」（観光庁）を基に推計

(2) 福岡の文化芸術の現状

» 文化財の状況

・ 指定文化財件数

平成31年3月31日時点

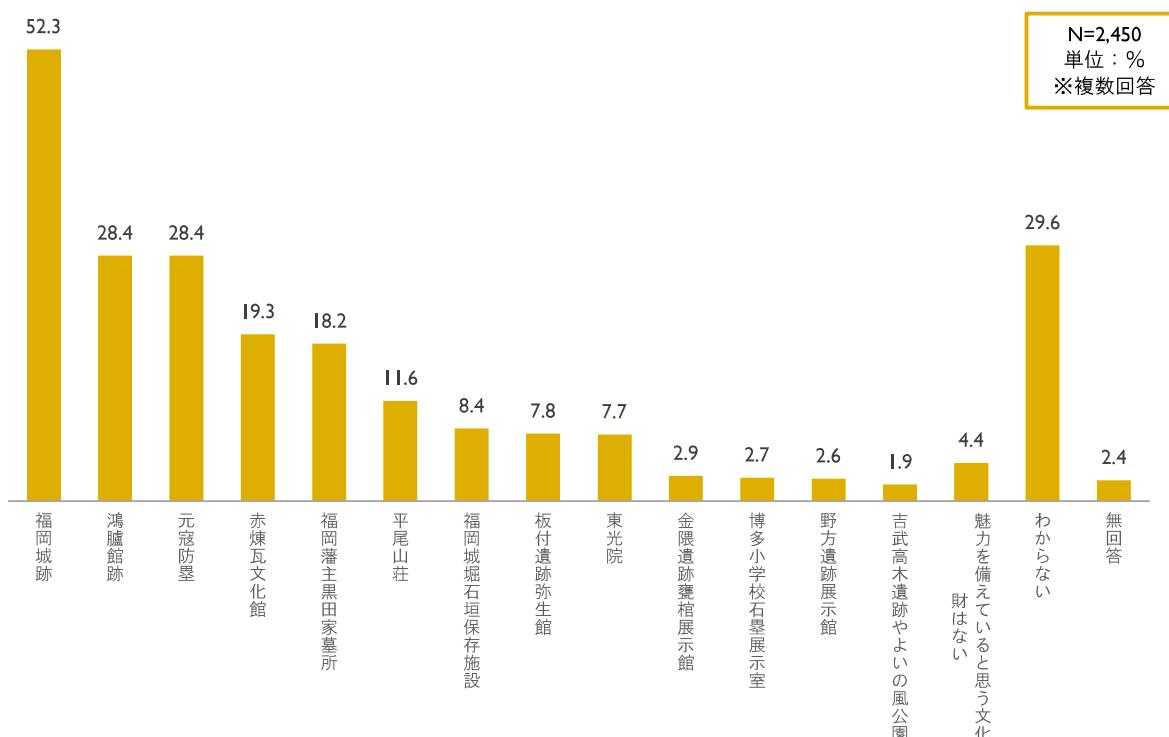
区分	国指定		県指定		市指定		合計	
	件数	員数	件数	員数	件数	員数	件数	員数
有形文化財	建造物	9	9	11	11	15	15	35
	絵画	13	18	6	27	16	43	35
	彫刻	10	31	12	12	23	42	45
	工芸品	(3) 21	23	16	23	21	21	58
	書跡・典籍 ・古文書	(1) 11	31	6	47	31	1,445	48
	考古資料	(1) 9	2,791	16	37	56	1,147	81
	歴史資料			2	4,806	6	1,054	8
	小計	(5) 73	2,903	69	4,963	168	3,767	310
無形文化財		1	17	4	9	3	3	8
民族文化財	有形			17	116	14	246	31
	無形	1	1	8	8	20	20	29
	小計	1	1	25	124	34	266	60
記念物	史跡	13	19	5	5	14	20	32
	名勝					2	2	2
	天然記念物	2	2	3	3	4	865	9
	小計	15	21	8	8	20	887	43
合計		(5) 90	2,942	106	5,104	225	4,923	421
※ () 内は国宝（国指定の内数）								

・ 登録文化財件数

平成31年3月31日時点

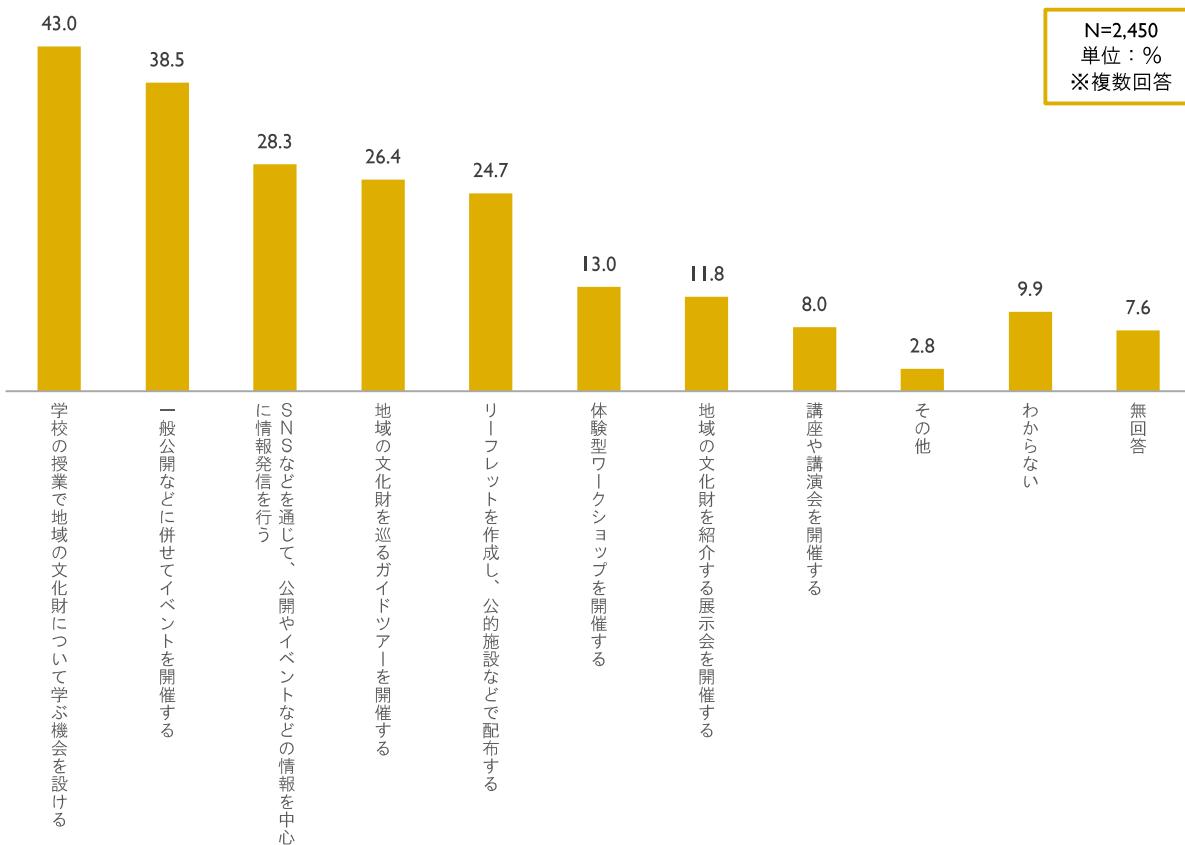
区分	国登録		市登録		合計	
	件数	員数	件数	員数	件数	員数
有形文化財	建造物	27	27	21	21	48
	美術工芸品					
	小計	27	27	21	21	48
無形文化財		—	—			
民族文化財	有形					
	無形	—	—	13	13	13
	小計			13	13	13
記念物	遺跡					
	名勝地	1	1			1
	動物、植物及び 地質鉱物関係					
	小計	1	1			1
	合計	28	28	34	34	62

»観光資源として魅力的な福岡市が管理する文化財



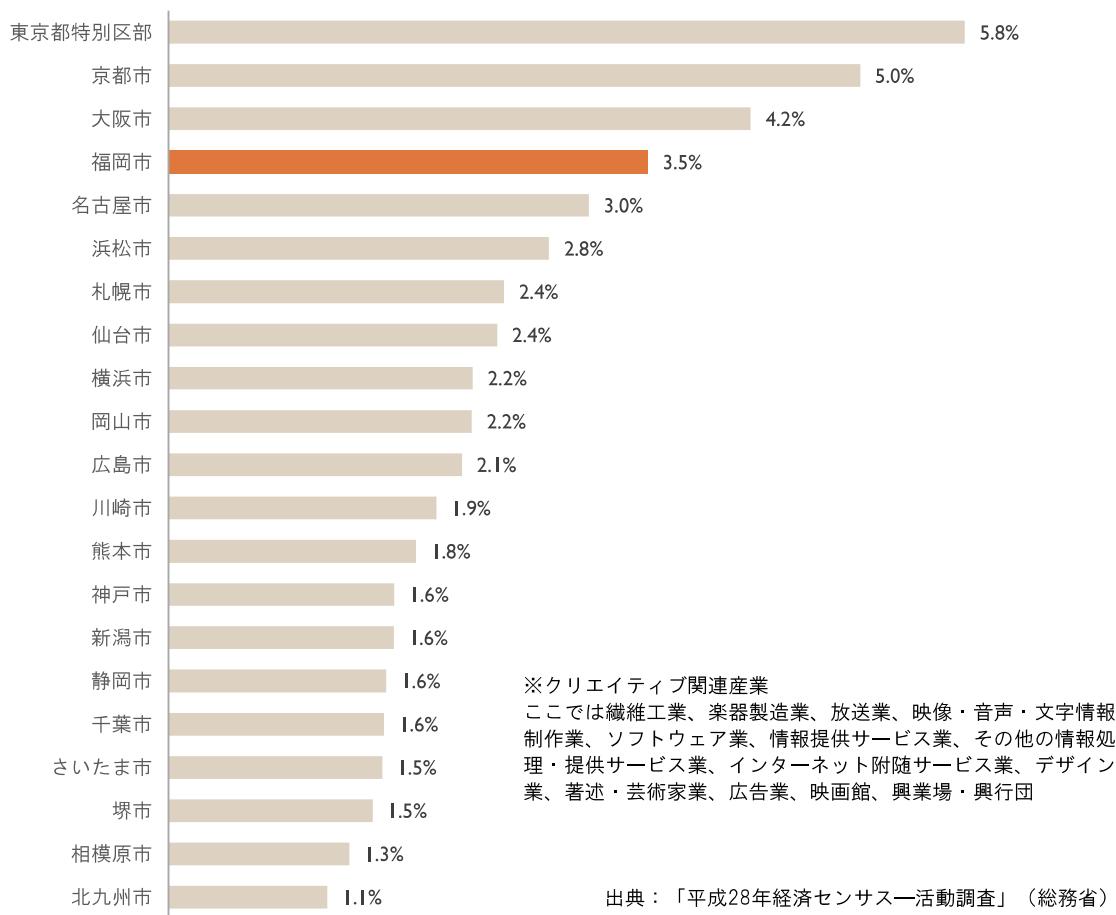
出典：「平成 29 年度 市政に関する意識調査」（福岡市）

»福岡市の文化財に关心をもつために福岡市がすべきこと

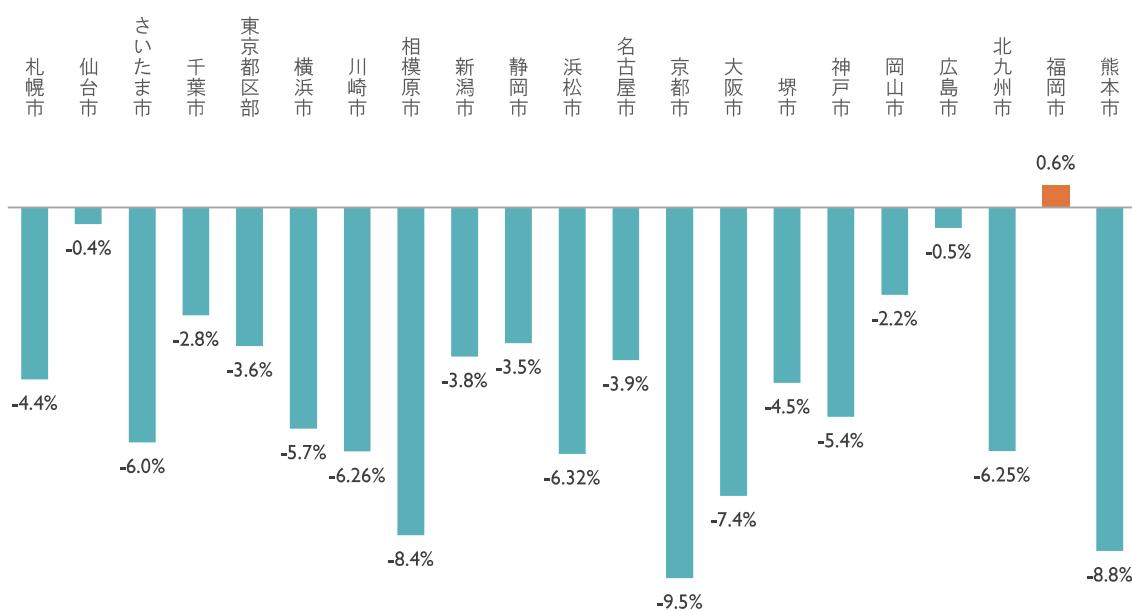


出典：「平成 29 年度 市政に関する意識調査」（福岡市）

»クリエイティブ関連産業事業所の全事業所に占める割合

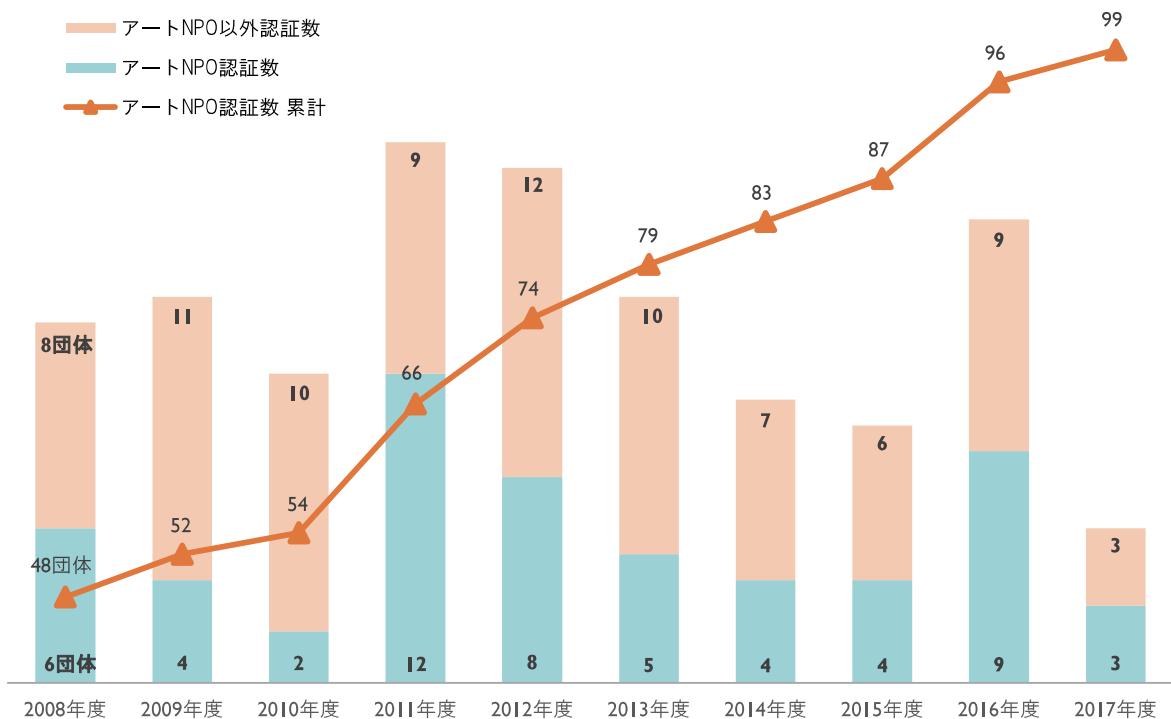


»クリエイティブ関連産業事業所数の増減率（2014年-2016年）



出典：「平成26年経済センサスー基礎調査」（総務省）、「平成28年経済センサスー活動調査」（総務省）

>>NPO認証数の推移（学術・文化・芸術・スポーツ分野）



アートNPOの活動内容

活動内容	件数	団体数に対する比率
公演・展示・公開	64	64.6%
普及・啓発	55	55.6%
人材育成	42	42.4%
情報提供・発信、相談	70	70.7%
調査・研究	42	42.4%
国際交流	27	27.3%
場の支援、提供	9	9.1%
合 計※	309	

※延べ件数

アートNPOの活動分野

分野	件数	団体数に対する比率
音楽	18	18.2%
演劇	5	5.1%
舞踊	6	6.1%
美術	6	6.1%
映像・メディアアート	3	3.0%
文学	1	1.0%
伝統芸能・伝統工芸	14	14.1%
文化財・歴史	25	25.3%
暮らしの文化・生活文化	29	29.3%
アートマネジメント	6	6.1%
こどもとアート	21	21.2%
障がい者とアート	16	16.2%
高齢者とアート	7	7.1%
社会包摂・共生社会形成	20	20.2%
まちづくり・地域活性化	26	26.3%
国際文化交流	25	25.3%
合 計※	228	

出典：「福岡市長認証法人一覧（2018年3月末時点）」（福岡市）

»福岡市における文化団体等の現状

<調査対象>

福岡市を主な拠点とし、年に1回以上の公演・展示等を実施した団体（2016（平成28）年度）

<抽出元>

- ・福岡市後援名義使用団体
- ・福岡市民芸術祭参加団体
- ・市内文化施設使用団体
(福岡サンパレス、福岡市民会館、福岡シンフォニーホール、ももちパレス、大濠公園能楽堂、あいれふホール、ぽんプラザホール、福岡市美術館、福岡アジア美術館)

<備考>

団体において、複数のジャンルの公演・展示等を実施している場合は、重複して計上している。

(例) 文化団体において、音楽及び演劇の公演を実施している場合

→音楽1、演劇1で計上

	(1) 文化団体	(2) 市民団体	(3) 興行会社・制作会社等	(4) その他の企業	合計
音楽	327	11	53	16	407
	44.5%	30.6%	59.6%	45.7%	45.5%
演劇	83	0	9	5	97
	11.3%	0.0%	10.1%	14.3%	10.8%
古典芸能	48	0	5	1	54
	6.5%	0.0%	5.6%	2.9%	6.0%
舞踊	88	1	5	5	99
	12.0%	2.8%	5.6%	14.3%	11.1%
演芸	3	6	4	1	14
	0.4%	16.7%	4.5%	2.9%	1.6%
生活文化	19	0	1	0	20
	2.6%	0.0%	1.1%	0.0%	2.2%
美術	117	12	12	2	143
	15.9%	33.3%	13.5%	5.7%	16.0%
文芸	23	0	0	0	23
	3.1%	0.0%	0.0%	0.0%	2.6%
その他	27	6	0	5	38
	3.7%	16.7%	0.0%	14.3%	4.2%
合計	735	36	89	35	895
	100%	100%	100%	100%	100%

(1) 文化団体…文化芸術の実演、鑑賞等を主な目的とする団体（サークル、教室も含む）

(2) 市民団体…文化芸術活動を主たる目的としない団体（シニアクラブ、子ども育成会等）

(3) 興行会社・制作会社等…コンサート、舞台公演等の興行、制作企画等を行う企業等

(4) その他の企業…(3)以外の企業等

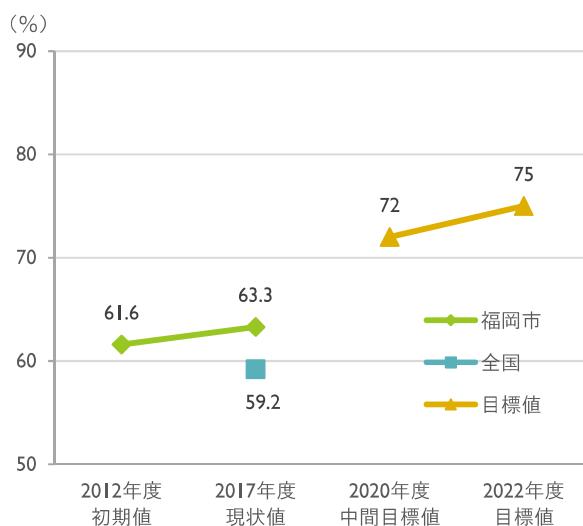
(3) 文化芸術に対する市民の意識

»政策推進プランにおける成果指標

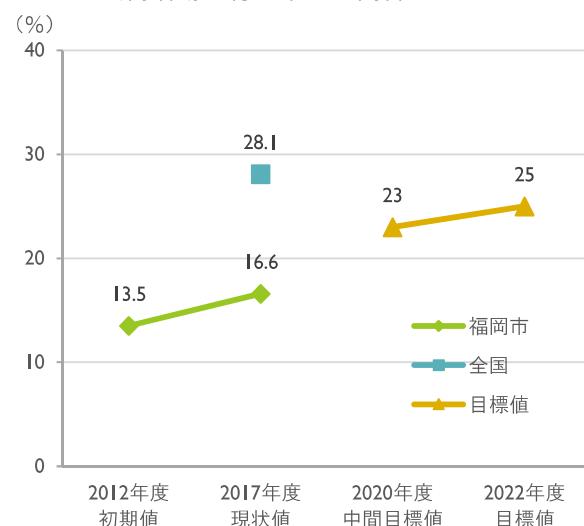
指標項目	初期値 (2012年度)	現状値 (2017年度)	中間目標値 (2020年度)	目標値 (2022年度)
文化芸術を鑑賞する市民の割合 (過去1年間に1回以上文化芸術の鑑賞をした市民の割合)	61.6%	63.3% (全国: 59.2%)	72%	75%
文化芸術活動を行う市民の割合 (過去1年間に1回以上文化芸術活動を行った市民の割合)	13.5%	16.6% (全国: 28.1%)	23%	25%

出典：「第9次福岡市基本計画」(福岡市), 「平成29年度福岡市基本計画に係る実施状況の報告」(福岡市)
全国値は「文化に関する世論調査(平成28年9月調査)」(内閣府)

»文化芸術を鑑賞する市民の割合



»文化芸術活動を行う市民の割合



出典：「基本計画の成果指標に関する意識調査」(福岡市)

»福岡市の芸術・文化水準に関する満足度



出典：「市政に関する意識調査」
(福岡市の都市環境等に関する満足度)

3 市民アンケート等

»文化芸術振興に関するアンケート調査（福岡市）に関するデータ

＜調査内容＞

市民や市内で活動する文化団体等の文化芸術に関する意識や活動状況等

＜調査期間＞

2017（平成 29）年 8 月～10 月

＜配布先＞

- ①市民向けアンケート：市内に居住する個人
- ②団体向けアンケート：主に市内で活動する文化団体等

＜配布方法＞

- ①②ともに郵送

※②に関しては、音楽・演劇練習場を利用する団体への手渡しも実施。郵送分と手渡し分の同団体による重複回答については、集計の時点で除外した。

＜回答率＞

配布数：793 通

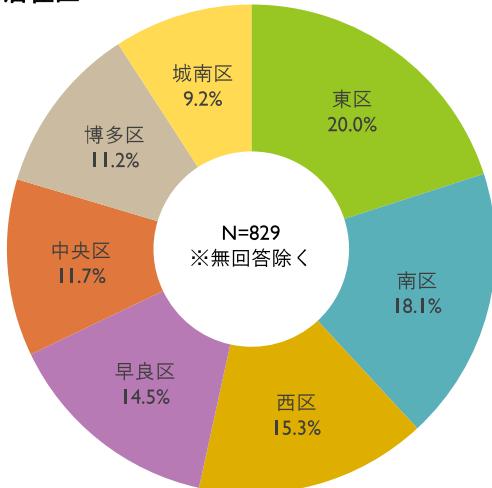
回答数：256 通

有効回答数：254 通

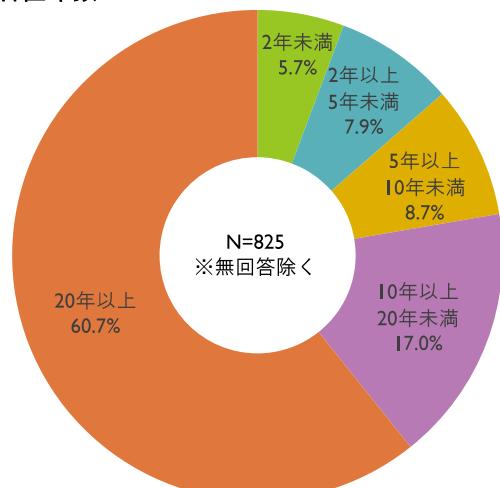
有効回答率：32.0%

①市民向けアンケート

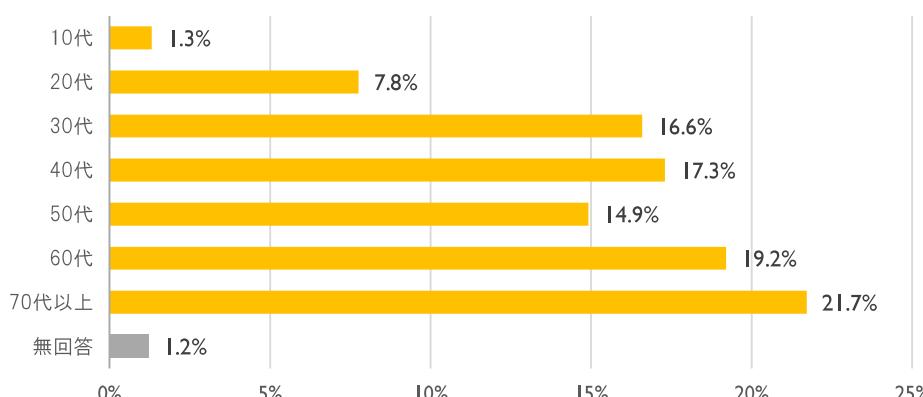
»居住区



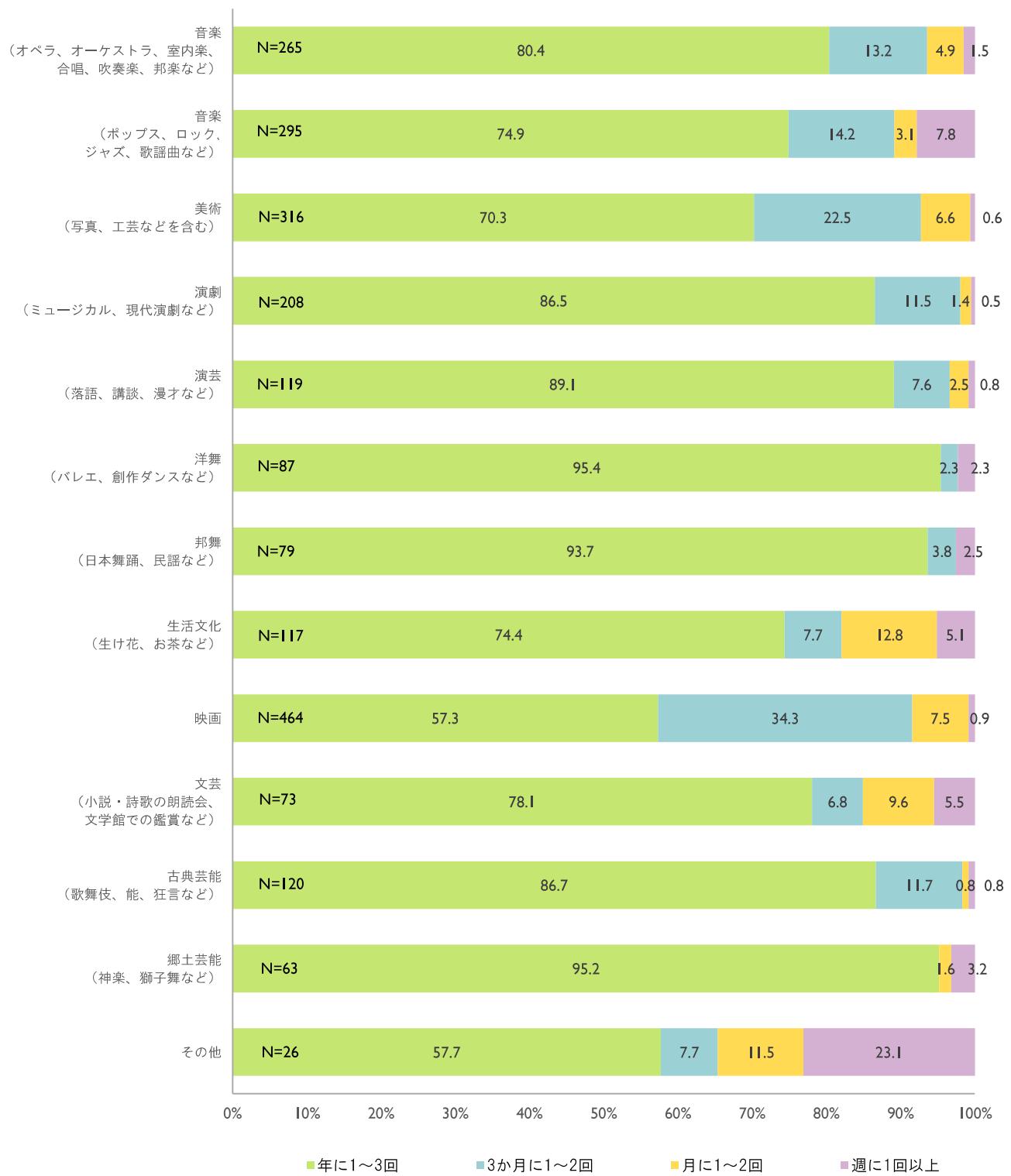
»居住年数



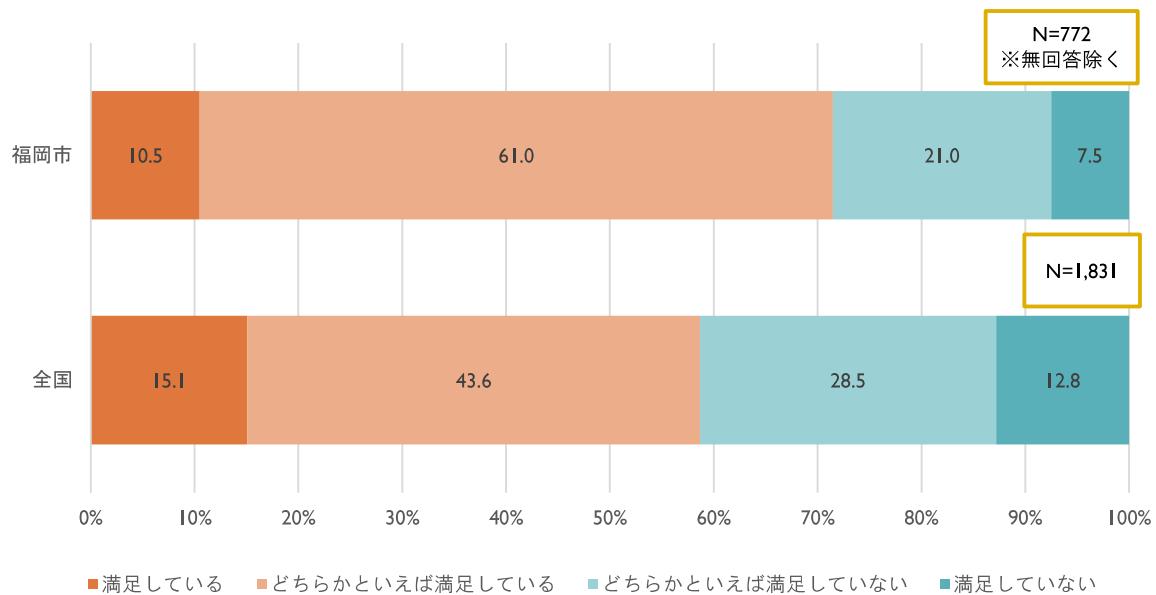
»年齢構成



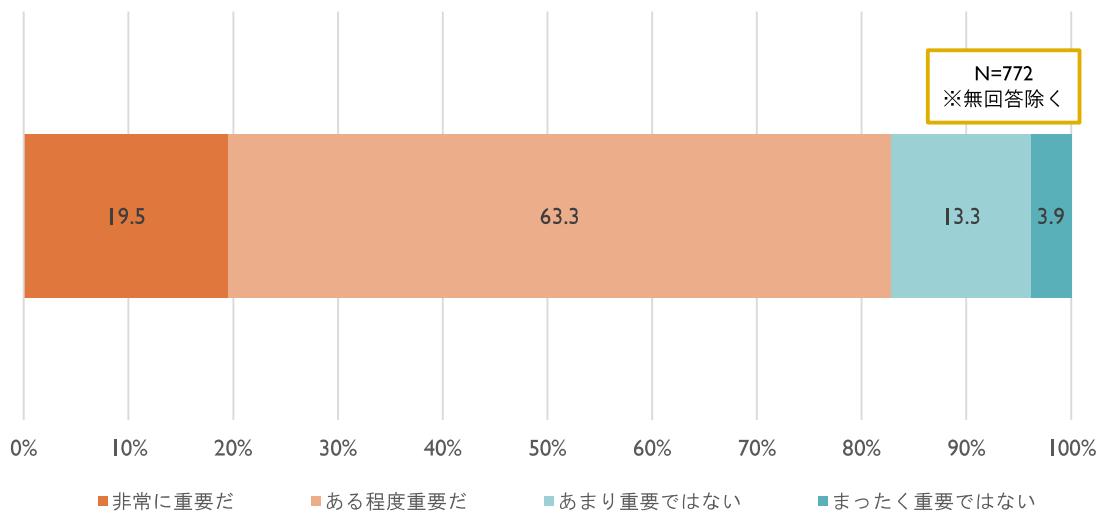
»この1年間に鑑賞した文化芸術のジャンルと、その鑑賞頻度
※自宅での鑑賞を除く



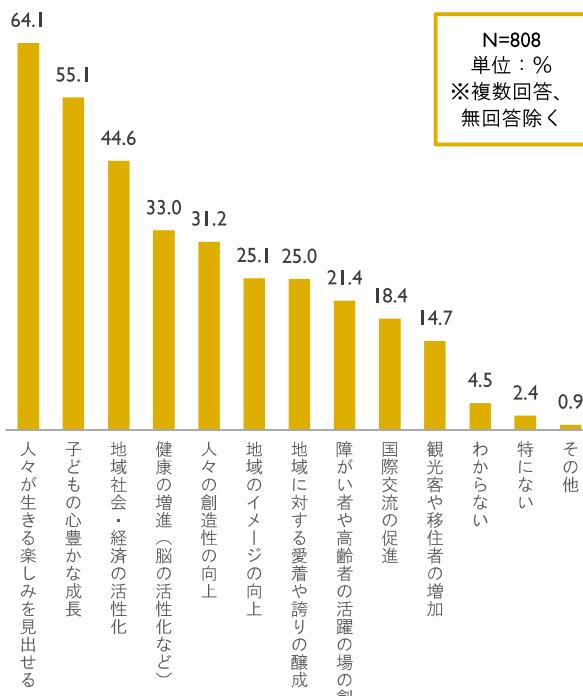
»福岡市の文化芸術に関する環境の満足度



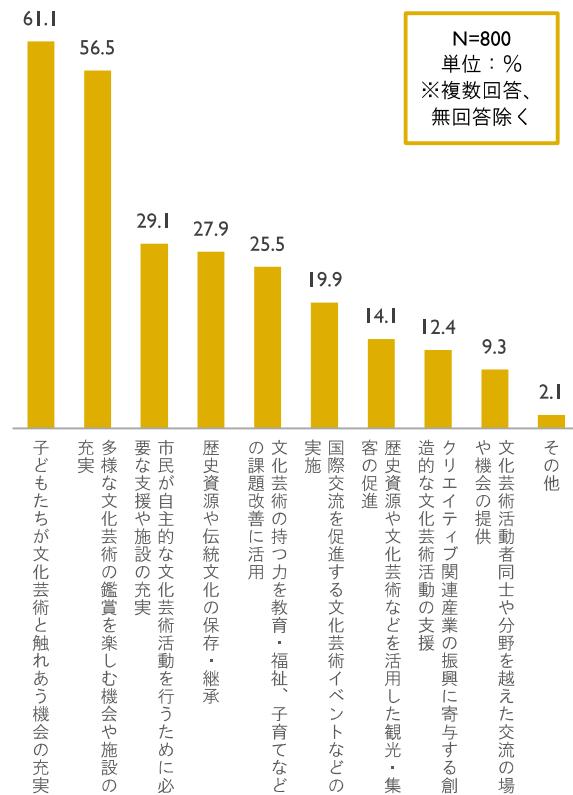
»優れた文化芸術体験や、自らの文化芸術活動を行うことの重要性



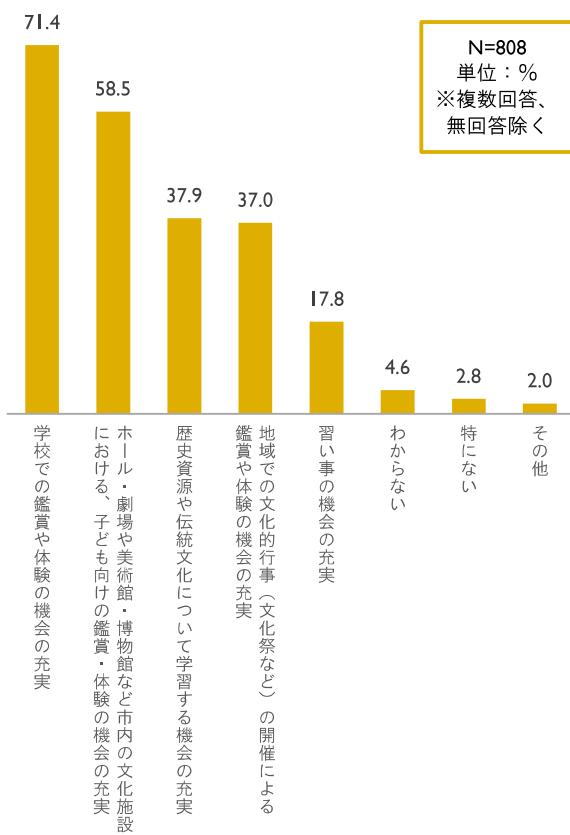
»福岡市において、文化芸術の振興が図られることにより社会にもたらされる効果として期待すること



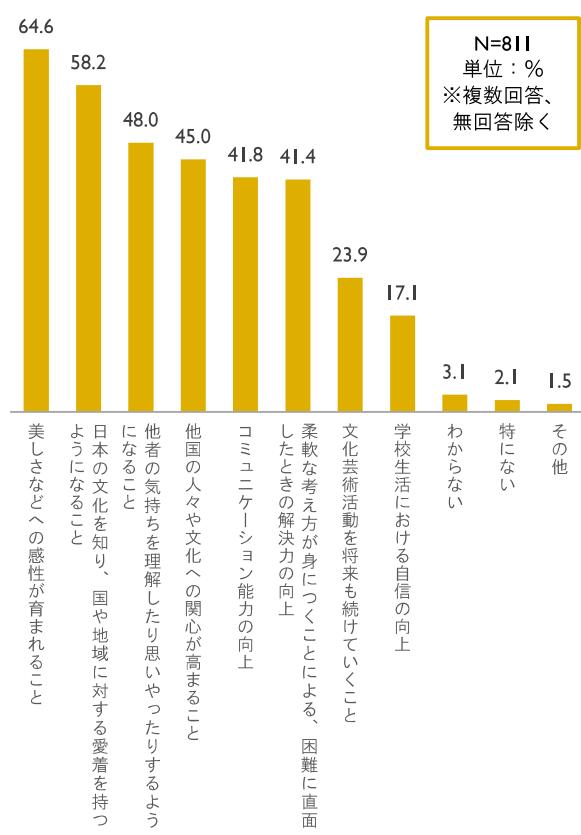
»福岡市の文化芸術振興のために、福岡市が実施・推進すべきと思うこと



»子どもの文化芸術体験について必要だと思うこと



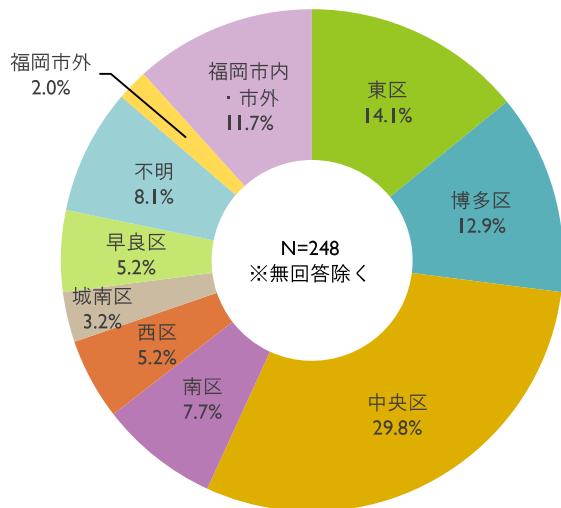
»文化芸術を通して子どもにもたらされる効果として期待するもの



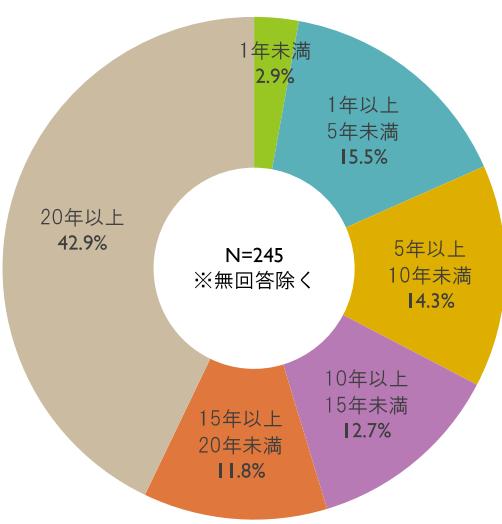
②団体向けアンケート

【団体の概況】

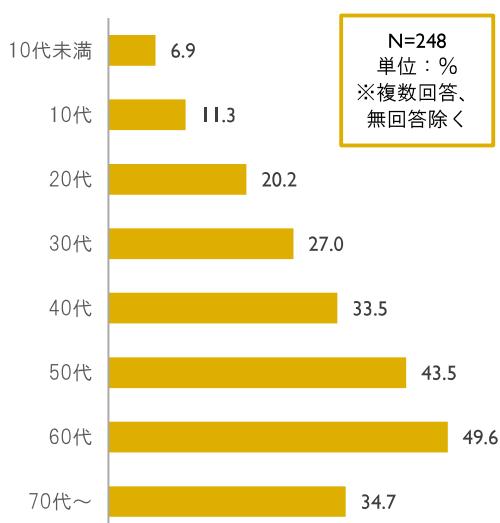
»活動拠点



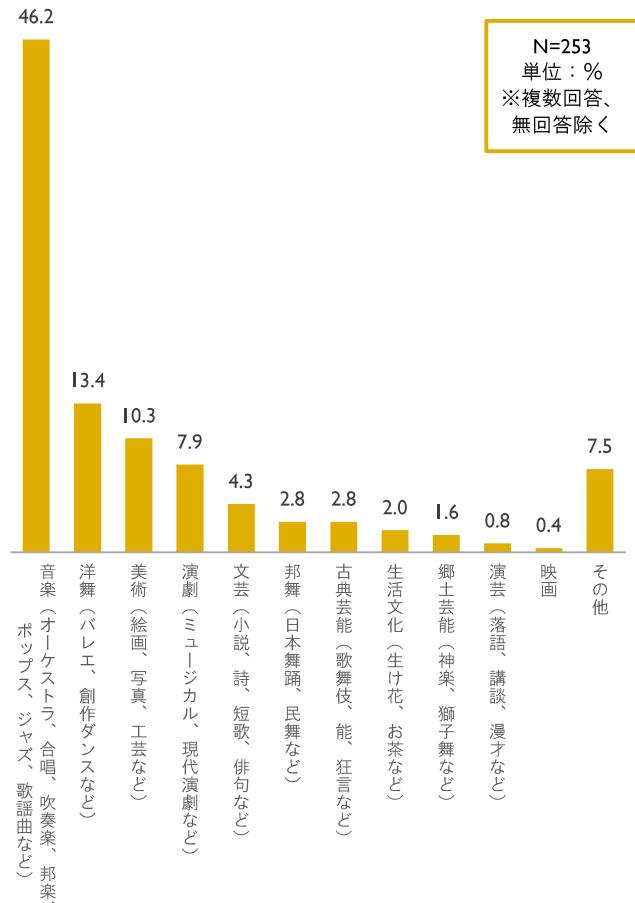
»活動期間



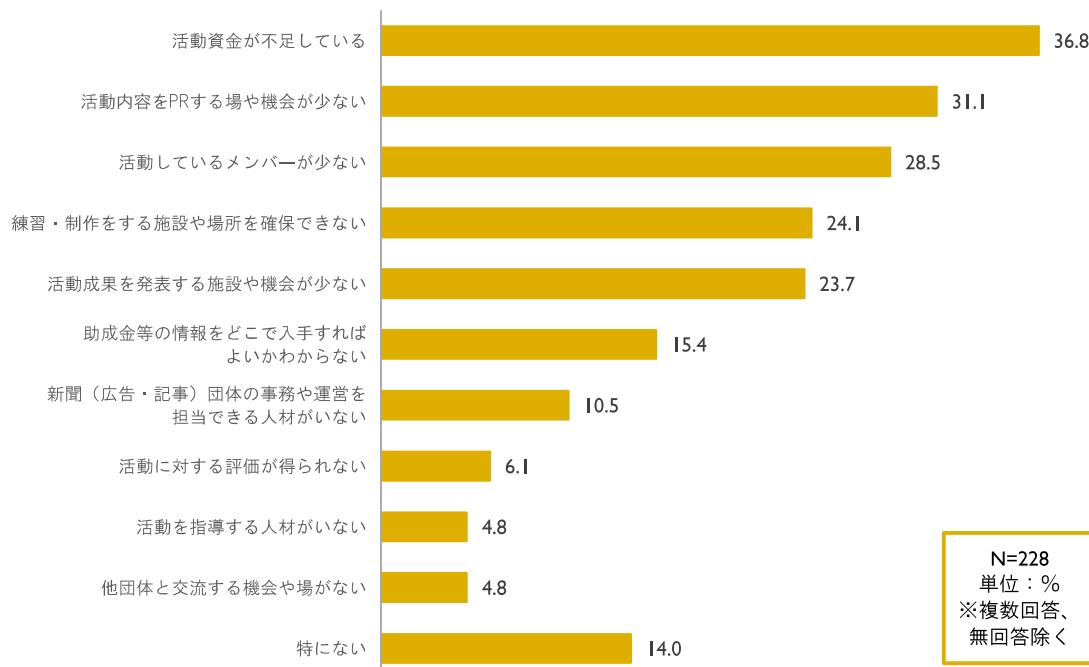
»構成員の主な年齢層



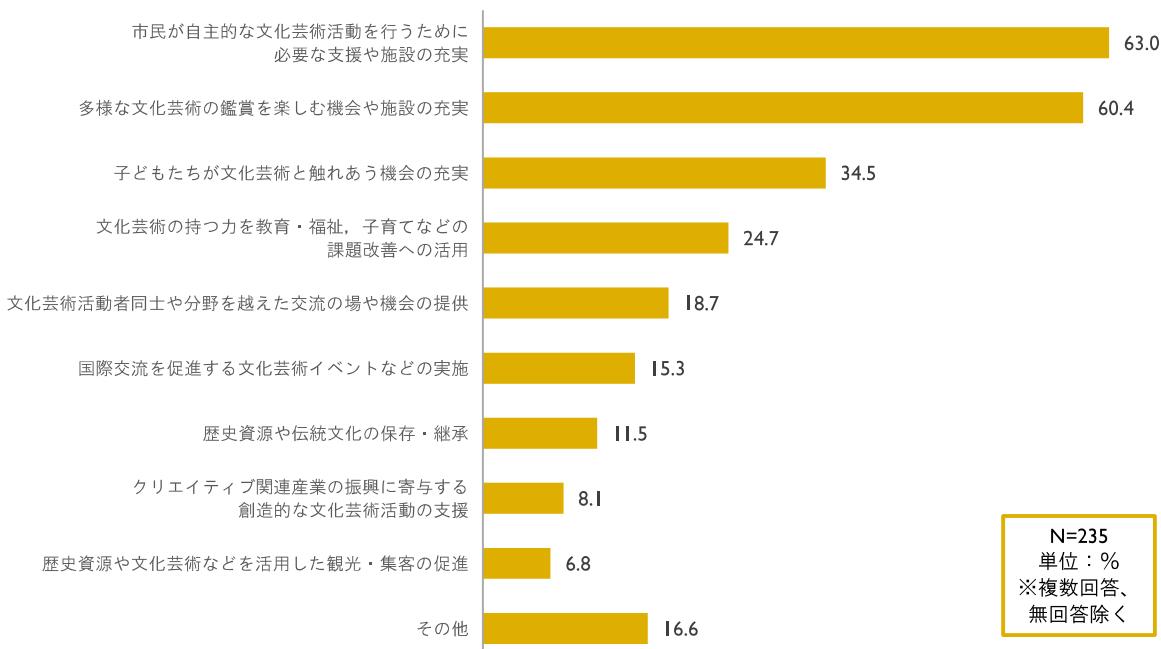
»主な活動ジャンル



»活動する上で課題に感じていること

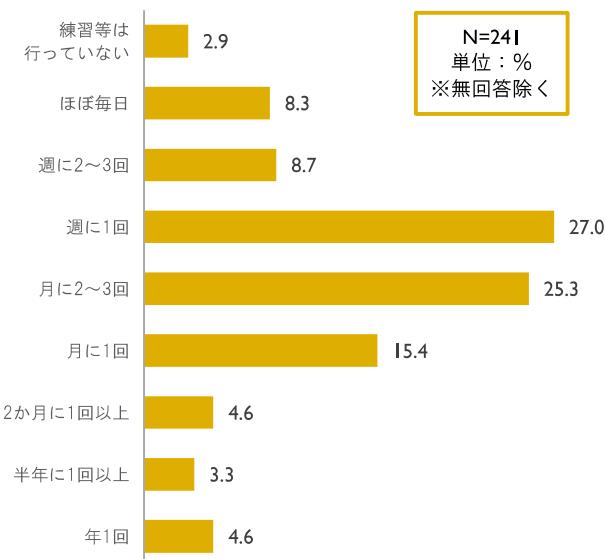


»福岡市の文化芸術全体を振興するために行政が取り組むべきこと

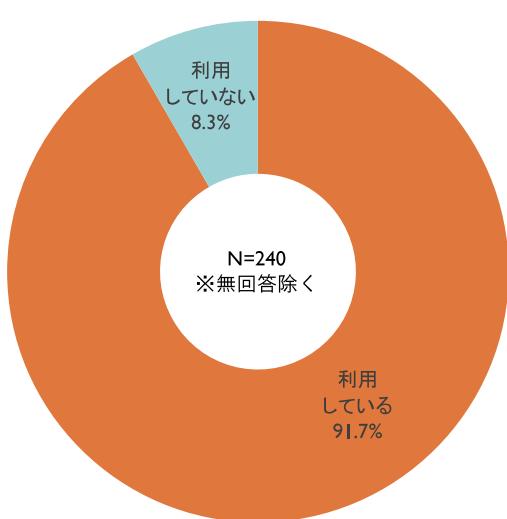


【練習、創作等の活動について】

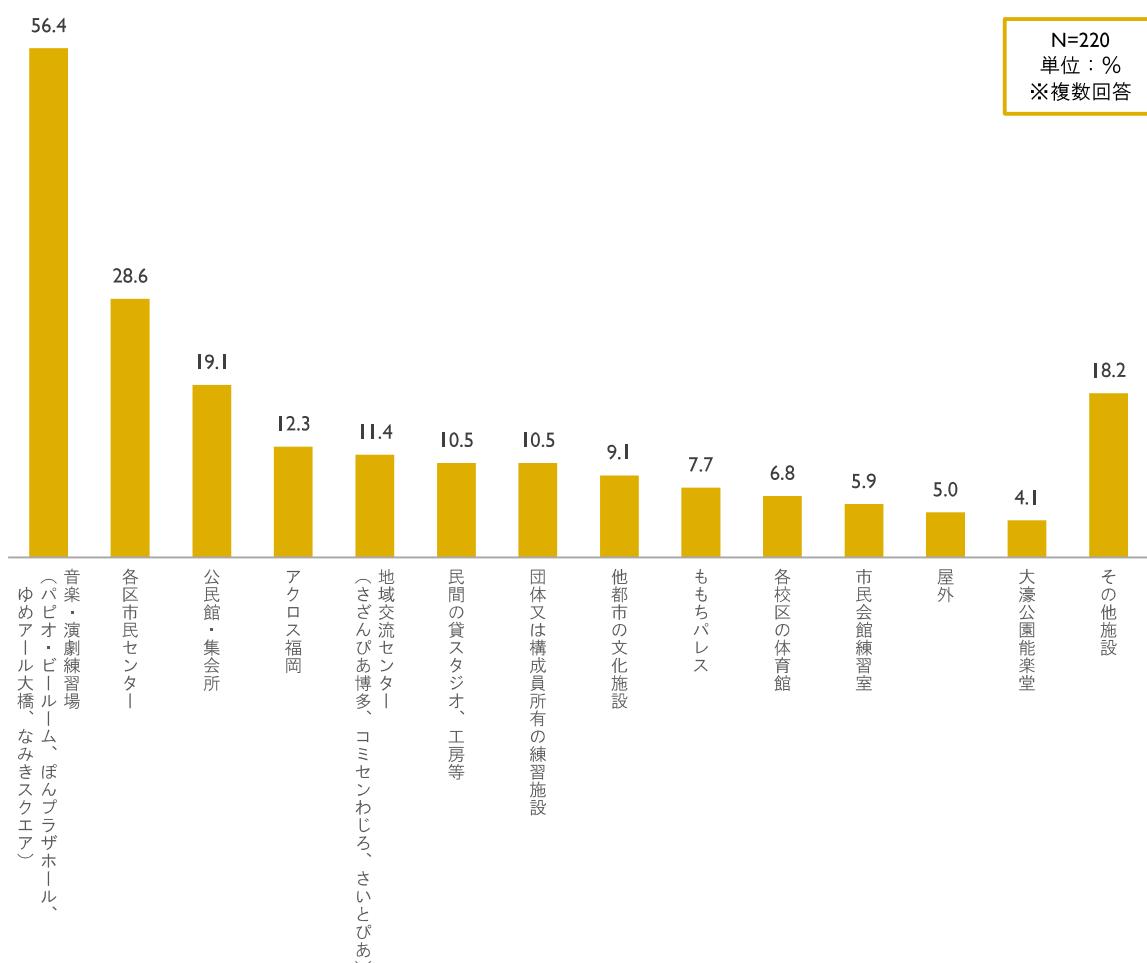
»活動頻度



»施設の利用状況

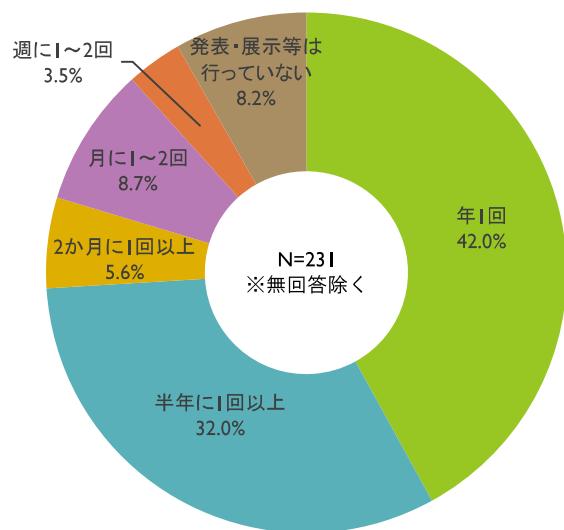


»利用施設（場所）

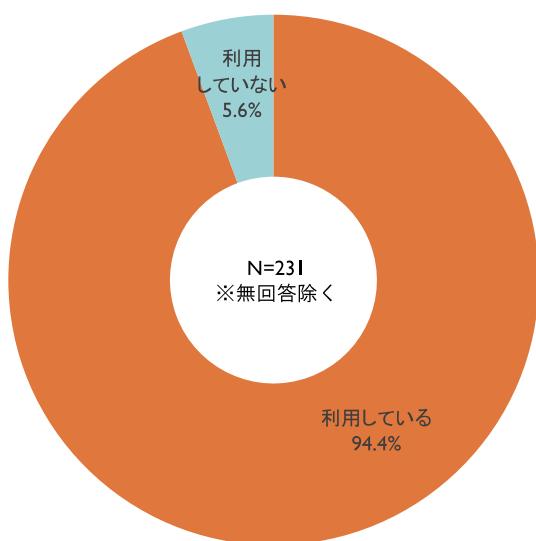


【発表、展示の活動について】

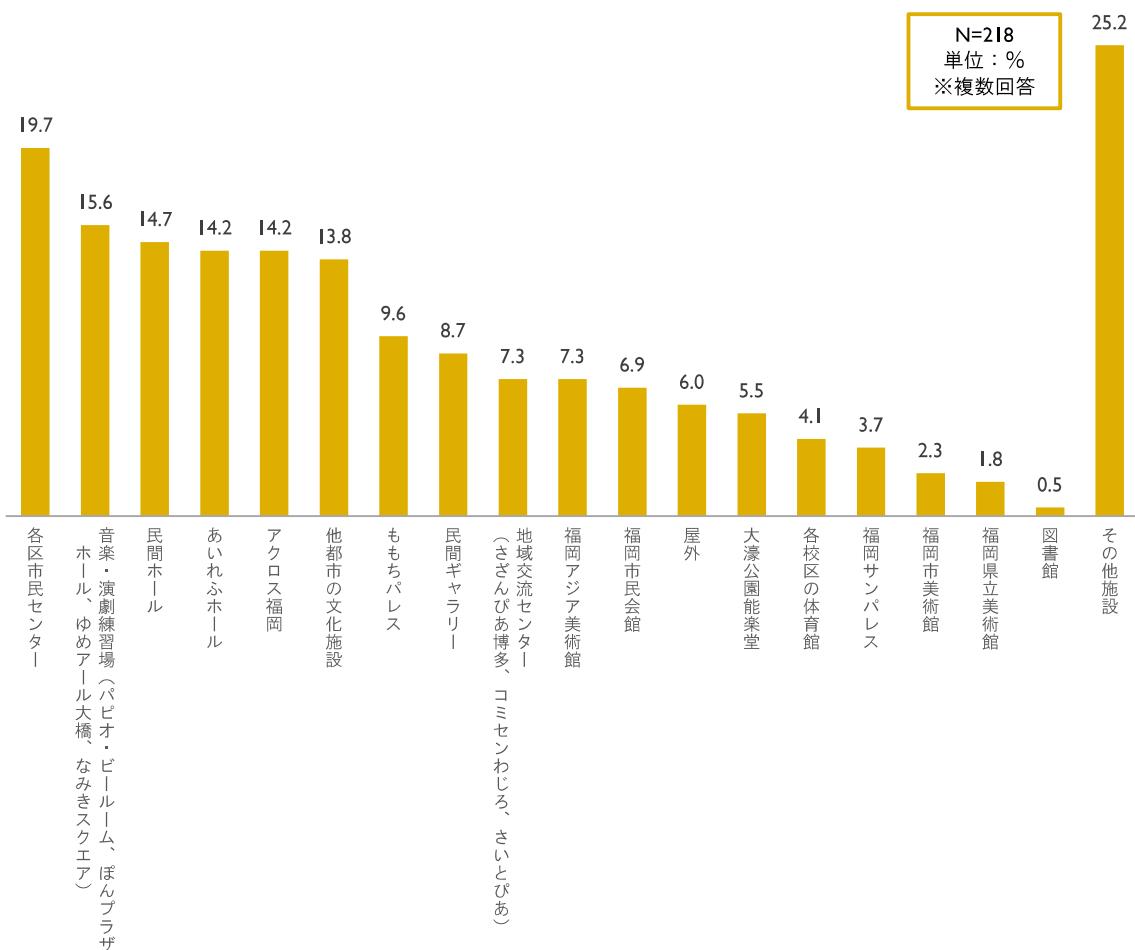
»活動頻度



»施設の利用状況



»利用施設（場所）



4 文化施設の配置状況等

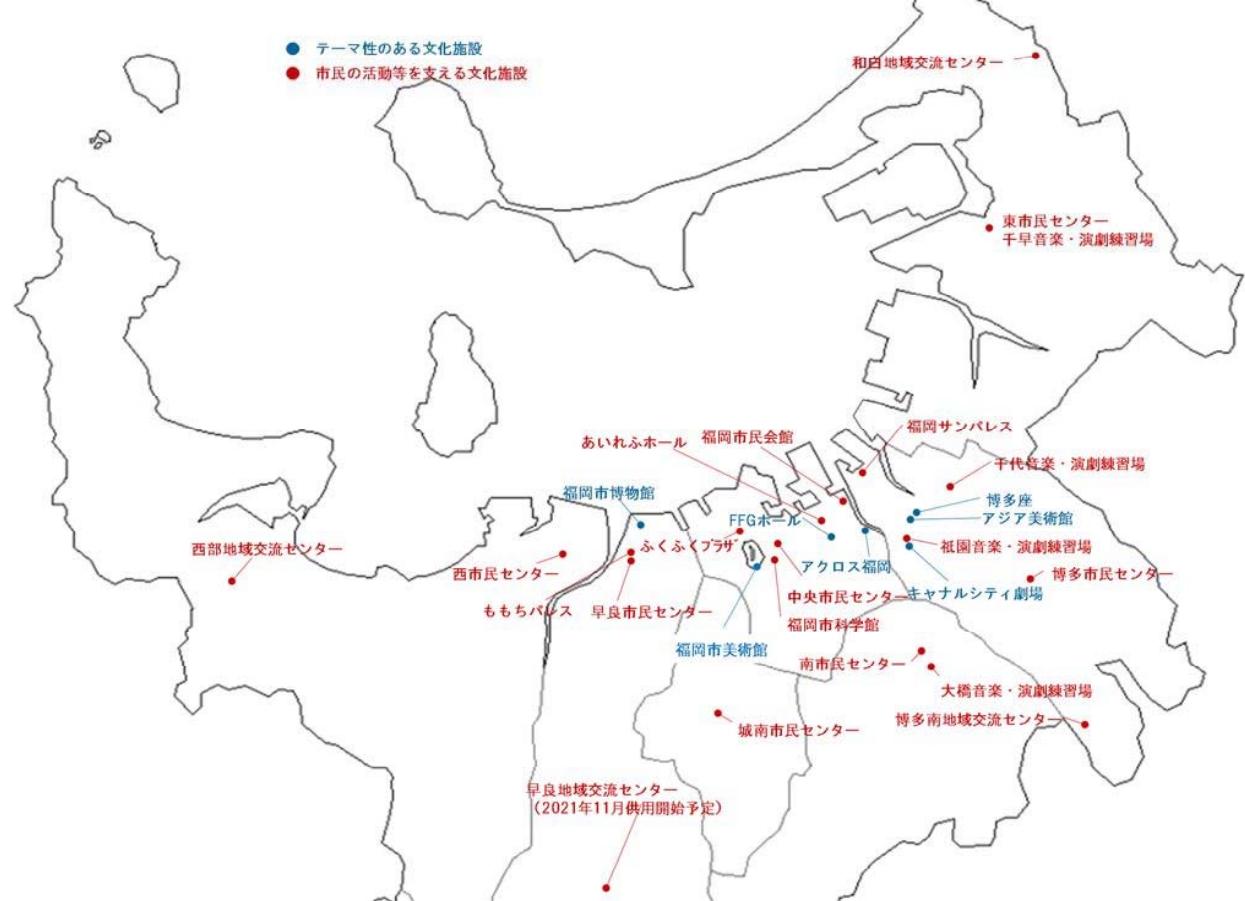
» テーマ性のある文化施設

舞台芸術系		ミュージアム系
演劇	音楽	
・博多座 ・キャナルシティ劇場	・アクロス福岡 ／福岡シンフォニーホール ・FFG ホール	・市美術館 ・福岡アジア美術館 ・市博物館

» 市民の活動等を支える文化施設

	発表・鑑賞			その他 (セミナー等)
	1,000 席以上	500 席以上	500 席未満	
市域	・サンパレス (後継施設の整備を検討中) ・市民会館／大ホール ※拠点文化施設／大ホール として更新 [2024 年供用開始予定]	・拠点文化施設 ／中ホール [2024 年供用開始予定] ・ももちパレス ／大ホール	・あいれふホール ・拠点文化施設 ／文化活動交流ホール [2024 年供用開始予定] ・祇園音楽・演劇練習場	・市美術館 ／ミュージアムホール ・福岡アジア美術館 ／あじびホール ・市博物館／講堂 ・ふくふくプラザ ／ホール ・市科学館 ／サイエンスホール
地域		・各区市民センター ／ホール	・地域交流センター ／ホール	

» 市内の文化施設の配置



5 福岡市の動向

1963（昭和 38）年	福岡市民会館 開館
1964（昭和 39）年	「福岡市民芸術祭」スタート
1972（昭和 47）年	<政令指定都市として発足>
1975（昭和 50）年	<市の人口 100 万人突破>
1979（昭和 54）年	福岡市美術館 開館
1981（昭和 56）年	福岡サンパレス 開館
1982（昭和 57）年	福岡市埋蔵文化財センター 開館
1990（平成 2）年	「福岡アジア文化賞」「アジアマンス」スタート 福岡市博物館 開館
1991（平成 3）年	「アジアフォーカス・福岡国際映画祭」スタート 千代音楽・演劇練習場（パピオビールーム）開館
1995（平成 7）年	アクロス福岡 開館
1996（平成 8）年	福岡市総合図書館 開館 福岡シティ劇場（現キャナルシティ劇場）開館
1999（平成 11）年	福岡アジア美術館 開館 福岡市文化芸術振興財団 設立 博多座 開館
2000（平成 12）年	祇園音楽・演劇練習場（ぽんプラザ）開館
2005（平成 17）年	大橋音楽・演劇練習場（ゆめアール大橋）開館
2008（平成 20）年	「福岡市文化芸術振興ビジョン」策定
2013（平成 25）年	<市の人口 150 万人突破>
2016（平成 28）年	<市の人口 155 万人突破> 千早音楽・演劇練習場（なみきスクエア）開館
2017（平成 31）年	福岡市美術館リニューアルオープン

6 国の動向

2001（平成 13）年	「文化芸術振興基本法」公布
2002（平成 14）年	「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 1 次基本方針）」閣議決定
2003（平成 15）年	「指定管理者制度」導入（「地方自治法」一部改正）
2007（平成 19）年	「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 2 次基本方針）」閣議決定
2011（平成 23）年	「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 3 次基本方針）」閣議決定
2012（平成 24）年	「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」公布
2013（平成 25）年	「2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会 東京開催」決定 「文化庁及び観光庁の包括的連携協定」締結
2014（平成 26）年	「文化芸術立国中期プラン」策定
2015（平成 27）年	「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第 4 次基本方針）」閣議決定 「文化プログラムの実施に向けた文化庁の基本構想～2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした文化芸術立国の実現のために」発表
2016（平成 28）年	文化審議会「文化芸術立国の実現を加速する文化政策」答申
2017（平成 29）年	「文化芸術基本法」公布（「文化芸術振興基本法」一部改正） 「文化経済戦略」策定
2018（平成 30）年	「文化芸術推進基本計画（第 1 期）」閣議決定 「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律」一部改正 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」公布 「国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律」公布

7 用語解説

用語	意味
文化芸術	この計画における「文化芸術」とは、「文化芸術基本法」(平成30年6月施行)に定める、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、その他の芸術、映画、漫画等のメディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化及び国民娯楽を想定しています。
インバウンド	外国人が日本に訪問する旅行（訪日外国人旅行）。
VR	Virtual Reality（仮想現実）。コンピュータで作成した映像や音響技術などを利用して、実在しない仮想的な環境を作り出す技術。
歴史文化資源	史跡、伝統的な祭礼・行事、歴史的な建造物や街並み、考古資料、美術工芸品など、福岡市のアイデンティティを形づくる歴史的所産。
NPO 法人	政府・自治体や企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで、医療・福祉、環境、国際協力・交流など社会的な交易活動を行う民間非営利組織・団体。法人格を持たない団体、ボランティア団体を含む。
共働	市民、NPO、企業、行政等、あらゆる主体が、お互いの役割と責任を認め合い、相互関係・パートナーシップを深めながら、課題や目的を共有して、課題解決のために知恵や力をあわせ、長所や資源を活かして、共に汗して取り組み、行動すること。
アートマネジメント	展覧会や演奏会など文化芸術活動を企画、実施したり、文化芸術団体を運営するノウハウや活動、文化芸術と市民との様々な出会いをつくり出したりする活動。
福岡市の文化財の保存活用に関する基本方針 ～福岡市歴史文化基本構想～	多くの人が参画し社会全体で将来にわたって文化財を継承し、都市のさらなる活力と魅力につなげていくために、文化財の総合的な保存活用の方向性を示したもの（平成31年3月策定）。
SNS	Social Network Service（ソーシャルネットワークサービス）の略。人と人の現実の関係をインターネットを使って補助するコミュニケーション・サービス。
アウトリーチ	もともとは「手を伸ばすこと」という意味。アーティストを学校や福祉施設などに派遣し、普段文化芸術に触れる機会が少ない市民が体験できるように、芸術家や専門家が市民の生活の場に出向いて演奏・演技・政策や体験事業等を行うこと。
ワークショップ	例えば、授業のように先生が生徒に一方向に知識や技術を伝達するのではなく、参加者が主体となって積極的に「参加」し、「体験」を重視し、「双方向性」や「相互作用」を活かした「参加体験型のグループによる創造活動」のこと。
ユニークベニュー	歴史的建造物、文化施設や公的空間等で、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場。

福岡市文化芸術振興計画

福岡市経済観光文化局文化振興課

〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1

TEL : (092) 711-4665 FAX : (092) 733-5537